



日本の争点



社会思想・のようなもの/歴史と戦争/憲法9条と日本の
軍事政策/日本の争点 他

小野ユージン（仮名）

死刑制度と終身刑

日本で死刑制度が論じられるときは、「死刑制度を廃止すべきか、存置すべきか」といった点のみが論じられているケースが多い。

だが、死刑制度の問題を論じるときは、「終身刑を導入するかしないか」「一番重い刑とその次に重い刑のバランスをどうするか」、これらの点もあわせて考察しないと、実りのある成果は得られないだろう。

一番重い刑（以下「最高刑」と表記）とその次に重い刑（ここでは便宜的に「次刑」という言葉を使用しておく）の組み合わせは、単純に図式化すると以下の4つになる。

- 1 最高刑＝死刑、次刑＝終身刑
- 2 最高刑＝死刑、次刑＝無期懲役
- 3 最高刑＝終身刑、次刑＝無期懲役
- 4 最高刑＝無期懲役

（死刑、終身刑、無期懲役以外の刑を、最高刑または最高刑の次に重い刑にするという考えもあるが、議論が繁雑になるのでここでは除外しておいた。）

現在の日本は、2つめの最高刑＝死刑・次刑＝無期懲役という制度をとっているが、私はこの制度は非常にバランスの悪い制度だと思っている。

無期懲役の場合、15年位刑に服したあと釈放されるケースもあるそうだが、最高刑になった場合は命が奪われるのに、最高刑を免れた場合は実質的に懲役15年程度のケースもあるというのは、刑罰の制度としてはバランスが悪すぎると感じる。

死刑制度を廃止する、しないにかかわらず終身刑を導入して、現行制度のバランスの悪さを改善する必要があると思う。

ただ、終身刑の導入については、死刑以上に残酷な刑罰だという人道的な観点からの反対論だけでなく、経済的（財政的）観点からの反対論も根強くあるだろう。

終身刑が導入された場合、刑務所の数が足りなくなるというケースも考えられるし、終身刑導入によって経費が大幅に増大することもあるかもしれない。行政の担当者からすれば、死刑になって存在そのものがいなくなってくれるか一定の刑期を終えたら刑務所を出て行って欲しいというのが本音なのかもしれない。

また、死刑制度存置派でかつ終身刑導入反対派の人は、凶悪な殺人事件の犯人は一刻も早く死刑にすべきだ、終身刑を導入して税金で死ぬまで面倒をみるべきではない、と主張する人が多いかもしれない。

人の命にかかわる問題を、お金の面からどうこう言うべきではないという意見もあるかもしれないが、現実に終身刑制度を導入するときには、財政の問題を避けて通るわけにはいかないから

、お金の問題が一番の争点になるかもしれない。

終身刑が導入されない場合、死刑制度が存置されるのなら、現行の最高刑＝死刑・次刑＝無期懲役というバランスの悪い制度がそのまま維持される。（最高刑が死刑、次刑が無期懲役という制度を、バランスが悪いと考えない人もかなりいるのかもしれないが。）

一方、死刑制度が廃止される場合は、最高刑が無期懲役（または終身刑以下無期懲役以上の最高刑をあらたに制定）ということになり、厳罰化とは逆の方向にむかうことになる。

やはり、死刑制度を廃止する、しないにかかわらず終身刑は導入したほうがいいだろう。

死刑制度を存置したまま終身刑を導入した場合（最高刑＝死刑・次刑＝終身刑）、今までの死刑判決・無期懲役判決と同様の事件の多くが終身刑となる可能性が高い。いきなり死刑制度を廃止するよりは、当面は死刑・終身刑併用制を導入し、その結果を踏まえた上で最終的に死刑制度を廃止するか存置するかを決めればよいのではないか。

なお、私自身は、裁判で一番重い刑罰がくだされた場合、死刑か終身刑かを囚人が選べるという制度を半分以上は本気で考えている。

死刑になる位なら、刑務所の中でも生きていたいと思う人は終身刑を選べばいいし、一生刑務所の中で生きていく位なら、死んだ方がましだと思う人は死刑を選べばいいと考える。

まあ、このような主張は一般には受け入れられないだろうし、特に死刑制度にも終身刑制度にも反対している人は、この意見に対しても強烈な批判を寄せるだろうと想像できる。

ただ、無期懲役を最高刑にすべきという主張は、死刑制度廃止以上に受け入れられないのではないかと考えるが。

選択的夫婦別姓制度に関して

(2010年5月14日記述)

選択的夫婦別姓制度については、特にこれといった意見をもっているわけではない。はっきりいってしまえばどちらでもいい。ただ、結婚後も生まれたときから名乗っていた姓を戸籍上の姓としたいと考えている人たちの気持ちは理解できるので、選択的夫婦別姓制度の導入によって、そう考える人（主に女性だけ）の願望がみたせるのならそれでいいんじゃないと思う。

だが、思想的・理論的に深く掘り下げたうえで導入しないと成功しない可能性もある。

選択的夫婦別姓制度を導入しても、これを選択する夫婦はごく少数だろう。その場合、両親の姓がちがうことが子供の成長に悪い影響をもたらさないか、子供が学校でいじめられないかといったことが懸念されよう。

ただ、こうした問題は子供のいない夫婦にはあてはまらないし、また教育によって解決できる問題でもあるので、根本的な問題点ではない。

この制度の問題点は、多くの人が夫婦別姓を選択したときにあらわれるだろう。二世帯、三世帯で同居した場合、1つの家の中に3つ以上の姓の人間が同居することになるから、何のために姓という制度があるのか疑問が生じることになるだろう。姓の存在意義について、明確な思想的・理論的裏付けを考えておかないと制度が機能不全に陥るかもしれない。

夫婦別姓制度に関しては、宮崎哲弥が『正義の見方』（新潮OH文庫版）の中で主張していた、夫婦別姓制度を導入するならそれと同時に改姓の自由（自分の好きな姓に変更する自由）も認めるべきだといった意見が面白かったし、こちらの方が理論的に整合性があるように思う。

選択的夫婦別姓制度に対しては根強い反対があるから、仮に実施されても数年後には揺り戻しがおこる可能性もある。政権交代がおきたら改正されるかもしれない。（その場合、既に別姓を選択している夫婦の取り扱いが問題になるけれども。）

定着して多くの人が満足している制度を改正するのは困難ではある。

テレビでの、この問題をめぐる討論をみていて不快に感じるのは、保守・右派と呼ばれる人が馬鹿の一つ覚えのように唱える「文化・伝統を尊重しろ」という主張である（保守の一つ覚え？）。そんなに文化や伝統を尊重したいのなら、江戸時代までのように身分制を復活して、特権階級のみが姓をもつ制度に復帰すべきだろう。現在の姓の制度は、明治以降成立したたかだか百数十年の歴史をもつものにすぎないし、そもそも現在の多くの制度は、それまで何百年以上も続いた文化や伝統をぶち壊して成立したものだろう。

文化や伝統については、それを変えずに守った方がいいのか、変えた上で継続した方がいいのか、廃止した方がいいのか、1つ1つ検討する必要があるだろう。ただ、続いてきたのだから守れ

というのは何も言っていないのと同様である。

選択的夫婦別姓制度に反対する人は、家族は同じ姓をもつべきと主張する。この制度を制定しようとする女性の多くは、結婚後女性が男性側の姓を名乗る慣習に異議を唱える。結婚後、男性が女性側の姓を名乗ることを法律で強制すれば、両者の願望はみたされる。結婚後、姓を変えたくない男性の希望は無視されるが、今まで長い間女性側が我慢してきたのだから、今度は男性側が同じ思いをすればいい、という考えもあるかもしれない。

まあ、私自身は、どちらかの姓に統一する夫婦、別姓を選択する夫婦、改姓・創姓を選ぶ夫婦、本人が望む生き方を選択すればそれでいいと考えている。

(その場合、姓を放棄して名前だけで生活するのもありなんだろうか。)

(2015年12月記述)

5年前にこの問題について記述した時はどちらでもいいと書いたが、現在は姓の制度に関して改正を加えるべきだという考えに変わった。

この問題の根本的な検討点は、結婚によって戸籍上の姓を変えたくないと考えている人の望みや自由を保障すべきか、それとも結婚したら夫婦は戸籍上の姓を同一にしなければいけないという、明治時代に制定された制度を固守すべきかという点だろう。

現在の姓の制度は、結婚はしたいが、結婚後、姓を変えたくない人に対し、「結婚したいのなら、どちらかが姓を変えろ」「どちらも姓を変えたくないのなら、結婚するな」と二者択一を迫る形になっている。

現在までは、姓を変えたくないで籍をいれるのを諦めて事実婚を選択したカップルは少数であったため、結婚制度がそれなりに上手く機能してきたし、結婚後も姓を変えたくないと考える少数の人たちの望みや自由は無視されてきた。

選択的夫婦別姓制度に反対している人たちは、今後、姓を変えたくないから結婚しないという選択をする人が多数派となって未婚率の増加、少子化の拡大という現象が生じても自説を主張し続けるのだろうか。

姓を変えたくない人が少数派の時は、その人たちの望みや自由を無視するのに、多数派となり、未婚率が増大したなら別姓を認める方針に転換するのではないだろうか。

(逆に言えば、そのような状況にならない限り、選択的夫婦別姓制度は導入されない可能性もある。)

選択的夫婦別姓制度が導入されないのなら、次のような制度を検討すべきだろう。

1 姓を変えたくないで籍をいれず事実婚を選択している夫婦に対しては、役所に「事実婚」の届け出を出すことによって戸籍上の夫婦と同等の権利をあたえる制度を導入する。この場合は、事実婚を解消した場合は解消の届け出が必要となるが。

2 姓を変えたくない場合、自分の姓と配偶者の姓、二重に姓をもてる制度を導入する。

この場合、検討点として、子供も父方の姓、母方の姓、二重に姓をもてるのか、どちらか一つの姓を選択しなければいけない制度にするのかという点。

子供にも二重姓を認めた場合、二重姓同士のカップルが結婚する場合、姓が四つあることになるが、このことをどうすべきかなどという点がある。

いずれにしる、結婚はしたいが姓を変えたくない人の望みや自由も認める制度へと変更すべき

だと考えるが、「姓を変えたくないなので事実婚を選択している夫婦に対して、法律婚を選択した夫婦と同等の権利は与えるな。」「戸籍上の姓は一つであるべきだ。二重姓などは認められない。」と考える国民、政治家が多数派であるのが現状であるのかもしれない。

*補注

選択的夫婦別姓制度に反対する人たちは、子供の姓の問題を反対の理由にする人が多い。上記の二重姓の制度も、子供の姓の問題を検討点としてあげておいた。この点についての改善案を以下に記述する。

結婚後、夫婦どちらかの姓を家族の姓とする。生まれた子供の姓は家族の姓とする。結婚しようとする夫婦がどちらとも戸籍上の姓を変えたくない場合、家族の姓にしなかった方は、元からの姓と配偶者の姓、二重に姓をもつことを可能とする。

十数年前から、格差問題、非正規雇用者やワーキングプア層の増加、派遣労働者の問題など労働環境、雇用環境をめぐる様々なテーマが議論されている。

多くの国民、労働者にとって一番望ましいのは、1980年代までのように、正社員希望者はよほどの事情がない限り正規雇用され、かつ定年まで右肩上がりに上昇する賃金体系が維持されることだろう。

だが、80年代までの雇用環境は、経済成長期だからこそ維持できたのであり、経済成長期がすぎた今、かつてのような状況に戻ることはできないという主張もある。

その主張が正しいのだとすれば、現在のように労働者が正規雇用者と非正規雇用者に分断された状態で、弥縫策でしかない対策をとるか、それとも労働環境、雇用環境を社会保障制度も含めて大きく改革するかしかないだろう。

企業側、経営者側の利益優先ではなく、働く側の権利や待遇を改善させるという観点から、私の考える労働環境、雇用環境改革案を述べてみる。

まず、正社員希望者は正規雇用し、働く側が非正規雇用を望んだ場合のみ、そうするというのが原則ではあるが、企業側、経営者側の事情で全員を正規雇用できないのであれば、非正規雇用者にも正規雇用者と同等の権利を付与する。

それによって企業側が非正規採用することのメリットを減らすとともに、非正規雇用者の待遇を向上させる。

同一労働同一賃金制の導入（この場合、正社員の賃金を非正規雇用者に合わせるのではなく、非正規雇用者の賃金を正社員に合わせるものでなければ意味はないが）。最低賃金の保障。現在正社員のみが加入対象となっている社会保険、雇用保険に非正規雇用者も加入できるようにする。ボーナスや退職金を非正規雇用者も支給対象とする。法律の大幅な改正が必要になるだろうが、派遣労働者にも契約打ち切り時に退職金に相当するものを支給する制度を導入する（そうすれば、経営者側が派遣労働者を便利に使い捨てできる道具として扱っている現状を少しは改善できるだろうし、また派遣労働者の生活保障にも少しは役立つだろう）。

一方、一度正規雇用したら定年まで右肩上がりに上昇する賃金体系が、経営を圧迫するとして非正規雇用者の増加、リストラ名目での中高年層の解雇の原因となっている。

このような状況を改革（それが改善であるとはいえないかもしれないが）するために、現行の賃金体系を根本から変更する。

現在、月給と賞与という形で支給されている給与を、営業職などで採用されている固定給と歩合給の併用的なものにあらためる。

固定給は、最低保障賃金的なものとして月給として支給する。

そして、それとは別に、企業の経営状態、業績などに応じて大きく増減できる分を変動給として支給する。

ただし、会社の利益の一定割合以上は、変動給として労働者側に還元させることを法的に義務付けなければ、労働者側は固定給のみの安い給与で会社に奉仕させられることになるだろう。

なお、この変動給分を年棒的な支給方法にするか、年何回かの賞与的な支給方法にするか、それとも月給として支給するかは検討の必要があろう。

また、変動給を能力給的なものにすれば、個人の実績に応じて給与が上昇することになるので、社員の競争意識を活用することもできるだろう（事務職などの実績が眼にみえにくい職種では、上司の好き嫌いによる人事考課が変動給に反映されるなどのマイナスの効果も考えられる。それに、過度の競争がもたらす負の側面もあるだろう）。

経営者側は、経営状態が悪い時には変動給の圧縮という形でこの状況に対応できるようにする。そのかわり、安易な社員の解雇、非正規採用の増加などは減らすべきだろう。

次に、社会保障制度の改革案についてである。

数年前、親が低所得のため国民健康保険料を支払えず、健康保険未加入状態となっている児童の存在をテレビで報道していた。

また、社員の社会保険料、厚生年金保険料の半分を会社が負担するという制度が、コスト削減のため正規雇用を減らし、非正規雇用を増やすという結果をもたらしている。

これらのことをふまえ、健康保険は、国民健康保険と社会保険を統合し、税金による運営に一元化することによって未加入者を防ぐべきではないだろうか。

それに応じて、会社が社会保険料の半分を負担する制度もあらため、会社の社会保険料負担分は、雇用保険料のように正規、非正規にかかわらず被雇用者の人数に応じて一定の額を納める形か、あるいは法人税の一部を社会保険分に取りあてるといった形にするのがよいのではないだろうか。

なお、国民年金、厚生年金に関しては、次項の「年金制度は40数年後を目途に生活保護制度を補充する制度に移行すべき」にて記述してある。

最後になるが、給与を固定給と変動給併用制にするという案は、現在正社員である人の人生設計に大きな変更をもたらすから、反対が多く実現するのは困難ではあろう。

また、実現した場合は、住宅ローンなどのあり方にも影響を及ぼすので、社会に混乱をもたらすおそれもあるので、それへの対応策も検討する必要がある。

一方、経営者側にとっては、便利に使い捨てできる非正規雇用者を確保したまま、正規雇用者の賃金を引き下げるために、ここで述べたような方法を採用する場合もある。

そうなったら、現在正規雇用者と非正規雇用者の間で生じている格差が、経営者などの使用者側と正規、非正規含んだ被雇用者側の格差へと広がり、多くの国民、労働者にとっては一番悪い結果をもたらすだろう。

いずれにせよ、経済成長期は終わったのに、国民の多くが経済成長期時代の意識や価値観から脱け出せず、バブル崩壊後の厳しい労働環境、雇用環境に対する適切な処方箋をみいだせない、というのが現状であるように思える。

年金制度は40数年後を目途に生活保護制度を補充する制度に移行すべき

年金制度については、年金財源（年金保険料）をどのように徴収するか、年金の支給額をどうすべきかの2点を考える必要がある。

現在は、年金保険料を税金とは別に徴収し、保険料を一定年数払った人のみが、払った期間と払った保険料の額に応じて年金を受け取る制度になっている。

だが、こうした年金制度は経済成長時代の価値観やシステムに基づいて設計されており、少子高齢化、労働環境が流動化した現在においては制度を継続するのが困難になったと思われる。

公務員や大手企業の社員など高額の退職金を貰った人たちが高額の年金を受け取っている。一方、国民年金保険料を納める経済的余裕がなかったため年金未受給となった高齢者は、（申請が認められた場合は）生活保護を受け取ることになる。

国民年金保険料の未納者はかなりの数にのぼっているそうだから、今後、年金未受給者が増えればその分生活保護の受給者は増える一方だろうし、生活保護の申請が認められなければ高齢者の貧困者が増加するだけだろう。

公務員などの安定した職業についている人が、退職後、高額の退職金と年金を受け取る。その一方、生活保護の受給者数と、生活保護を貰えない貧困者数が増加する。数年前にマスコミで話題となった"格差社会"という言葉は、現在の社会保障制度を維持し続ける限り、何十年か後には笑えないレベルのものに悪化しているだろう。

こうした状態を改善するために、現在のように年金保険料を一定期間以上支払った人のみが、支払った保険料と期間に応じて年金を受け取るという複雑な制度は廃止する。そして、現在年金保険料として支払っている分を税金として徴収し、支給する年金は生活保護費と同程度の額とする。（それにより年金受給年齢者の生活保護費支給は打ち切りとする。生活保護費を年金という形で支給するので。ただし、病気などで高額の医療費がかかる高齢者に対しては、医療費の免除などの制度は継続する。）

年金と年金受給年齢者の生活保護費支給を一体化し、年金受給年齢になったら誰でも生活保護費と同程度の年金を受け取れる平等でシンプルな制度に移行する。

*補注

生活保護費と同額の金額を年金として支給するのが財政的に困難な場合は、数年前、民主党が提案していた最低保障年金と同額の金額を受け取れる形にするのが望ましいと思える。その場合、生活保護受給者は、生活保護費と最低保障年金との差額を受給できる形にする。

また、受け取る年金額が最低保障年金と同額では少なくても不満だという高額所得者は、年金基金などの制度に任意に加入し、年金保険料を支払った額と期間に応じて年金基金を上乗せとして受け取れる形にするのがいいだろう。

90年代以降の非正規雇用者の増加にともない、将来、年金未受給のために生活保護を受け取ることになる低所得者層や、生活保護の申請を断られるだろう貧困層はますます増加していくだろう。

にもかかわらず現在の年金制度は、退職後、高額な退職金を受け取ることのできるような比較的裕福な層が手厚い保護を受けるといって、社会保障・社会福祉の理念とは相反したものになっている。

また、現在の年金制度を根本的にあらためなければ、増加する年金額と生活保護費によって財政が破綻するかもしれない。

さらにいえば、国民年金受給者の中には生活保護費よりも低い年金しか貰えない人がかなりいるだろうから、国民年金保険料をまじめに納めた人よりも、国民年金保険料を払わずに生活保護費を受給する人の方が高い金額を受け取るといって不公平・不公正なことが生じるだろう。

現在の年金制度はシステムが複雑だけでなく、様々な点で不公平・不公正さのある欠陥だらけの制度だから、一刻もはやくシンプルで公平・公正な制度に改変する必要がある。

ただし、年金の支給に関しては、すぐに支給方法を変更すると今まで高額な年金保険料を納めた人たちからの不満が当然おこる。

だから年金保険料（私のこの案では税金に変更されるが）の徴収方法は、新制度の導入とともにすぐに変更する。

一方、年金の支払い方法の変更は40数年後（新制度導入時20歳だった人が年金受給年齢になった時）に完全実施するべきだろう。

新制度導入後、20年位は現在の支給方法を継続し、残りの20数年間で現在の支給方法から新しい支給方法に徐々に変更していくのが望ましいと思える。

なお、この制度に転換した場合、現在企業・会社が負担している厚生年金保険料の負担分をどうすべきか、という問題が残る。

これに対しては、

- ・年金財源は消費税・所得税などでまかない、企業・会社の負担分はなくす。
- ・現在、企業・会社が負担していると同程度の税金を徴収する。
- ・現在、企業・会社が負担しているよりは少ない額の税金を徴収する。

という3つの考え方がある。（私個人は、どの案が一番いいとは言えない。）

ただし、以上述べたことは理念的なことにはすぎないので、この案を実現させる場合、財源をどうするのか（消費税や所得税をどの位上げる必要があるのか）などの実務的な面での検討が必要となる。

ホッブズとマルクス

ホッブズとマルクスの思想は似ている。

人間が、欲望に基づいた自然な政治行為をした結果生じた「万人の万人に対する闘争状態」。このような望ましくない状況を改善するために、政治指導者の下に権力を集中させ、その力による統制で秩序や平和をもたらそうとしたホッブズの思想。

これは、上手くいけば秩序や平和をもたらすはするが、同時に多くの人々の自由の抑圧、専制政治という弊害を生み出す。

一方、人間が欲望に基づいた自然な経済行為をした結果生じた資本主義社会の諸問題（貧困、搾取、経済的不平等など）。

これらの諸問題を、全ての権力を集中させた政治指導者の力によって解決しようとしたマルクスーレーニン主義の思想。

これも上手くいったとすれば貧困などの問題を解決できるかもしれないが、同時に自由な経済活動の抑制、専制政治という弊害をもたらす。

（また、実際に社会主義的政治体制をとった場合、多くの労働者はブルジョワジーではなく、プロレタリアートの代表を自称する政治指導者によって搾取されるだけであり、経済的不平等などの問題が解決されることはまずないだろう。）

ホッブズの社会思想を「政治制度を構築する思想」としてみた場合には、その後のロックやルソーの民主主義思想によって乗り越えられるべき思想、あるいはその土台、基礎となる思想として解釈できる。

同様にマルクスの社会思想を「経済制度を構築する思想」としてみた場合には、その後の思想家によって乗り越えられるべき思想、「ポスト資本主義の経済制度」（これを「民主主義的経済制度」と呼んでおく）を構築するための重要な土台、基礎となる思想として解釈できるだろう。

資本主義と社会主義を止揚した経済思想、資本主義と社会主義の良い所だけをとりいれ悪い所を克服した経済制度。そのような思想、理論を生み出すことができ、なおかつそれが十分な批判に耐えうるものであるならば、そのような思想、理論を生み出した人は、社会思想史の教科書にホッブズ、ロック、ルソー、マルクスの次にくる大物として名前が残るだろう（それに成功した人がまだいないだけで、そのような試みをしている人は世界中に何人もいるのかもしれない）。

ただ、「ポスト資本主義の経済制度」の思想、理論が今後生まれてくるとしても、それは容易になされることではないだろう。

ホッブズとロック、ルソーの間に一世紀以上の間があいているのだから、マルクスから一世紀以上たたなければ生まれてはこないだろう。

だが、そのような思想を生み出すためのヒントはすでにあるだろう。

ロックやルソーの民主主義思想が、人間の自由な行為を原則としながらも、それによって生じる

弊害を少なくする制度を構想したように、「ポスト資本主義の経済制度」も人間の自由な経済活動を前提としながらも、それによって生じる弊害を減少させる制度とすべきだろう。

ただし、近代化した産業社会、民主主義社会においては、前近代のような土地や人の支配をめぐる武力闘争は非合法とされ、人権思想の発達により他者の権利や生存を脅かす行為も規制されるようになった。同じように「民主主義的経済制度」においてもあらゆる経済活動が無条件に容認されるべきではないだろう。

貧困、飢餓など他者の生存を脅かす結果をもたらす経済行為、社会の安定、調和や人々の生活に重大な悪影響をもたらす経済行為には一定の規制が必要であろう。

その場合には何が「規制すべき経済的自由」か、何が「規制すべきではない経済的自由」なのかを厳密に考察する必要があるだろう。

そして、ある経済行為を規制した結果がどうなるかも十分に検討する必要があるだろう（ある法律の制定が、本来の目的とは正反対の結果をもたらすということが往々にしてあるのだから）。

なお私は、「ポスト資本主義の経済制度」（「民主主義的経済制度」）の思想、理論が生み出されれば、それによって人類の未来が明るくなるなどと楽観的に考えているわけではない。

まず、その思想、理論が現実に実現可能かどうかはわからない。

それにそのような制度が実現されても、当初予期していなかった大きな弊害が生じる可能性もある（現実の社会主義国家が、マルクス主義者たちが目指していた国家、社会とはまったくことなったものとなったように）。

そしてフランス革命時がそうであったように、ある国で社会体制の根本的な変革がおこった場合には、それをめぐって国際紛争が生じる可能性が高いだろう。

核時代の今日、資本主義体制の是非をめぐって世界戦争がおきれば世界が崩壊してしまうこともあるだろう。

資本主義と社会主義－戦国時代の民主主義者

資本主義と社会主義の戦いに資本主義が勝利した、といった言説がメディアを賑わせてから既に15年以上がすぎた。（近年では資本主義の崩壊などといった言説も目にするようになったが。）

資本主義に対しても社会主義に対しても批判的な考えをもっていたものからすれば、資本主義と社会主義との戦いなどはなかったといえる。

社会主義を支持していた人も、これを批判していた人も、社会主義を過大評価していたために、資本主義と社会主義との戦いがあるようにみえただけだろう。

社会主義は、資本主義との戦いの舞台にすらあがっていなかったといえる。

資本主義経済と社会主義経済を比較した場合、どちらも多くの欠陥を抱えた経済制度に過ぎず、どちらが良いか上かといった問題ではないだろう。

この比較は、封建制と絶対王政（あるいは中央集権制専制国家）、どちらが良いか上かといった比較と同様のものだろう

封建制も絶対王政も、民主主義的政治制度と比較すれば劣位の、あるいは望ましくない政治制度にすぎない。

経済制度に関しては、政治制度における民主主義のような、現在考えられる制度の中では一番望ましいと思えるものがないのが実情といえる。

だから、政治制度における民主主義のような経済制度が構想された時、はじめて資本主義ともう1つの経済制度との間の戦いが生じるといえるだろう。

一方、民主主義的政治制度と社会主義的政治制度を比較した場合には、前者の方がより望ましいものといえるだろう。

社会主義とは、資本主義経済の諸問題を解決するのと引き換えに、民主主義政治の良い点をほとんど放棄してしまった奇妙な政治制度といえる。

マルクスレーニン主義の政治思想は、プラトンの哲人王の政治、孔子の徳の政治と同様、「政治権力をもった者が、その力を正しく使うことによって善政を行う」といったものにすぎない。

「権力は腐敗する」という原則に立ち、権力を分散させ互いに抑制させたり、腐敗した権力者をその座から引きずりおろす制度を構築したり、権力の濫用、横暴を抑止することを意図した民主主義制度からはあきらかに後退している。

資本主義経済の分析に優れた知性を発揮したマルクス（主義者）が、政治に対してはなぜこんなにもナイーブな考えしかもっていなかったのか不思議ですらある。

それだけマルクスの生きていた時代の労働者たちが悲惨な状態におかれていて、それを救済することが喫緊の課題だったのだろう。

そして、その後のマルクス主義者たちが、下部構造（経済）を重視したマルクスの思想を杓子定規に解釈して、下部構造の問題さえ解決すれば上部構造の問題もすべて解決できると楽観的に考

えてしまったのかもしれない。（最初の社会主義革命といわれたロシア革命が、上部構造において権力を掌握した政治指導者が、その力によって下部構造を変革するという「下部構造決定論」と逆の形をとっていたのが皮肉な話ではあるが。）

民主主義・資本主義的政治経済制度と、社会主義的政治経済制度を比較した場合、民主主義的制度が上手く機能しているのならば、民主主義・資本主義的制度の方がより良い制度といえるだろう。（ただし、資本主義経済下で貧困層が増大し、生活すらできない人が多数でてくれば、社会主義的政策で貧困をなくした方が良いと考える人が増えてくるだろうが。）

革命は多くの犠牲を伴うのだから、民主主義・資本主義制度を劣位の制度にかえようとする人は少数派にすぎないだろう。

だから、民主主義・資本主義体制から社会主義体制へ移行した国がほとんどないのは当然といえるだろう。

では現存する（した）社会主義国家をどう説明するのか、という疑問をもつ人もいるかもしれない。

これは、資本主義化も民主主義化もしていない非近代的な社会に生きていた人たちが、自分たちの社会、国家を近代化させる際に、民主主義・資本主義制度と社会主義制度という2つの選択肢があり、後者を選択した国が社会主義国家となったという説明が最も説得力があるだろう。

マルクス（主義者たち）は、社会民主主義を、資本主義を擁護し延命させるものにすぎないとして批判したそうだが、歴史は一回りしてその時点まで戻ってしまったような気がする。社会主義に多くの人が幻想を抱いていた時代には、社会民主主義は理想の実現を阻む否定すべきものであったのかもしれない。

だが、「資本主義もダメだが社会主義もダメ」という認識を多くの人がもつようになった時代においては、これらにかわるより望ましい経済制度が生まれるまでの間は、あらゆる手段を用いて資本主義経済の弊害を減少させていくしかないであろう。（そのような地道な試みの中から新しい経済制度の構想が生まれてくるかもしれないし）。

また、アメリカにおいて資本主義の矛盾が最も顕在化している状況をみると、資本主義がその内部矛盾によって崩壊するという現象は、アメリカにおいて最初におこるかもしれない。（社会主義との戦いに勝利したと言って、資本主義を謳歌、礼讃したアメリカでもしそのようなことがおきるとしたら、これもまた皮肉な話ではあるが。）

資本主義がその内部矛盾によって崩壊することがおこるとしても、その後どのような経済制度ができあがるのか、正確なことは誰にもわからないだろう。

だが、社会制度が根本から変革される時には、それを正当化したり理論的に支える社会思想が生まれてきているから、これから数世紀のうちには資本主義後の経済制度を構想した社会思想が生まれてくるのではないだろうか。

資本主義社会に生き、これを嫌悪、憎悪している人たちは、戦国時代に生きている民主主義者

のようなものだ。

「経済的戦国社会」といえる資本主義社会を、自分たちが望ましいと思う社会につくりかえる力がないだけでなく、どのような社会がより望ましいのか、具体的な青写真、設計図すらない状態なのだから。

ただ、何百年かあとにはやってくるかもしれないより望ましい社会を待ち続けるしかない夢想家たち。

（さしずめ、社会主義運動は千年王国運動のようなものだろう。この世に楽園をつくろうとした禁欲的な理想主義者たちの運動...）。

進歩史観、といっても人間の社会や歴史が実際に進歩しているわけではなく、人間の社会、歴史が過去から現在まで進歩してきたとする認識や解釈、あるいは人間の社会を将来にむけてより良いものに改良、改革していかなければいけないという規範意識、これらを進歩史観と呼んでいるのにすぎないのである。

また、歴史法則とは、過去に起こった出来事の傾向や特徴を法則と呼んでいるのにすぎないのである。

歴史観も歴史法則も人間の観念の産物にすぎず、現実が起こった出来事を分析したり解釈したりする道具、手段にすぎない。

だが、人間の思考は面白いもので、現実の歴史が歴史観や歴史法則に基づいて動いているという倒錯した考えに陥りがちである。

だから、これから示す2つの歴史観も一種の知的遊びにすぎず、現実の歴史がこの歴史観通りに動いていくと主張したいわけではない。

だが、もしかしたらこれから起きるかもしれない（あるいは既に起こっているかもしれない）歴史の変化を表しているかもしれない。

○「折り返し史観」

社会の進歩はある時点で頂点をむかえ、そこからは折り返し地点をすぎないように退行していくという歴史観。

「民主主義・資本主義社会」のある時点において歴史の進歩は頂点をむかえる。

だが、その後資本主義経済の諸矛盾が民主主義システムのもつ良い点を徐々に蝕んでいく。

政治、経済、社会、宗教、様々な分野の上層階層の人間たちが癒着し、利益共同体を形成し、社会から公平、公正、平等といった理念が失われていく。

富裕層が特権階級化し、社会全体が中世的な身分社会へと逆行していく。

世襲化した政治権力者が、やがてはかつての国王のような存在となり、民主政、共和政から君主政へと政治制度も逆行していく。

「力のある者」がより強い力を手に入れ、「富をもつ者」がより多くの富を手に入れるという、前近代的な弱肉強食の世界へと人間社会が退行していくだろうという歴史観。

○「螺旋史観」

人間の社会は、螺旋階段を登るようにして2つの段階で進歩する。

人間が欲望に基づいた政治行為をした結果形成された非近代的なあらゆる政治制度。

これらの制度のもつ弊害を解消するために理性、倫理、理念などによって作為的に形成された民主主義的政治制度。ここにおいて一段階目の進歩が達成される。

しかし、民主主義社会における経済状態は、人間が欲望に基づく経済行為をした結果形成された「経済的戦国社会」ともいべき資本主義社会であり、非近代的な政治制度がそうであったように多くの弊害を抱えている。

この弊害を解消するために理性、倫理、理念などによってより望ましい経済制度（「民主主義的経済制度」）が形成された時に、二段階目の進歩が達成される。

かつては資本主義から社会主義への移行を歴史の進歩とみなす人々がいた。

だがこれは、「封建制」から「絶対王政」への移行のようなものにすぎない。

政治的戦国社会 → 非近代的政治制度 → 民主主義＝資本主義（経済的戦国社会） → 民主主義的経済体制。

このような変遷を経て人間社会が進歩していくという歴史観。

原始共産制について

「原始共産制」の説は今でも根強く支持されているのだろうか。

マルクス主義者あるいは共産主義者たちの失敗の源は、人間の原始の状態を共産社会＝支配・被支配関係や貧富の格差のない状態と考えたことにあるのではないだろうか。

かつてそのようなユートピア的な状態があったと考えるから、いつかまた同じようなユートピアに戻れると考えるのだろう。

人間と猿の祖先が共通だとする進化論の説が正しいとすれば、そして猿たちの社会が、ボス猿が他の猿たちを支配、抑圧する不平等なものであることを考えるとすれば、人間の太古の状態も力の強い者が他の者を征服、支配する不平等な社会だったのではないだろうか。

原始共産制説の根拠の1つは、原始の時代においては権力者を埋葬した王墓のようなもの（そしてその中に添えられた権力者の富を象徴する財物）がなかったことにあるらしい。

だがこれは、権力者や支配者がいなかったことを示しているのではなく、権力者を埋葬する風習、墓の中に権力者の財物を一緒に埋める風習がまだなかったことを意味しているだけなのではないだろうか。

太古から人間の社会は不平等で、力のある者が他者を支配、抑圧している状態だったのなら、共産主義者たちは、人間にはつくりだすことのできない理想の社会を追い求めているだけだといえる。

だが、猿たちの中には支配・被支配関係のない比較的平等な社会を営んでいるものもいるそうである。（このような猿を「共産猿」と呼んでおく。）

これから述べる説は、科学的には何の根拠もない想像にすぎないのだが、もしかしたら人類というのは「ボス猿」の祖先と「共産猿」の祖先が交配した結果生まれたのではないだろうか。

人類は「ボス猿」の祖先の遺伝子をつよく受け継いでいるため、その社会から力による支配がなくならず、力のある者への憧れを抱く人たちも多くいる。

一方、人類へと受け継がれた「共産猿」の祖先たちの記憶が、「原始共産制」への郷愁、そして失われたユートピアを求める思考をもたらしているのではないだろうか。

形式民主主義と実態民主主義

民主主義に関しては、民主主義的な法や制度を整備すればそれでよいと考えている人と、それだけでは不十分で、政治の実態が民主主義的な理念に基づいたものにならないといけないと考えている人がいる。

前者を「形式民主主義者」、後者を「実態民主主義者」と呼ぼう。

私自身はといえば、政治の実態が民主主義的なものになるのが望ましいとは思いうし、またそうしようと地道な努力を続けなければ民主主義は形骸化してしまうとも思う。

だが、人間にできるのは民主主義的な法や制度を作り出すことだけであって、政治の実態を民主主義的なものにしようとする試みは、結局は挫折するのではないかとも思っている。民主主義とは、政治はこうあって欲しいという理想、願望であり、また政治はかくあらねばならぬという規範、理念であろう。

しかし、人間の営む政治は、民主主義化する以前の非近代的な政治意識や価値観、さらには人間の性質に大きく影響されていて、これが民主主義社会における「形式（法や制度）、理念」と「実態」との乖離の大きな要因となっているのだろう。

法や制度は作為的、人為的に作り出すことができるが、人間の内面を思い通りに作りかえることは困難である。

明治の知識人たちは、近代社会にふさわしい個の確立を目標とし、戦後民主主義者たちは、日本人の内面を民主主義社会にふさわしいものにかえようと試みた。

だが、こうした試みはほぼ失敗したとみていいだろう。（部分的には成功したと解釈することもできるが。）

もちろん、社会が近代化したことによって、また民主主義的な法や制度が制定されたことによって、社会環境、社会制度が逆に人間に影響を与え、人間の性質や内面（政治意識、価値観など）が近代的、民主主義的なものにかわっていくということもあるだろう。

しかし、こうした内面の変化は長い時間をかけ徐々におこるものであって、何百年、何千年と続いた非近代的、非民主主義的な時代に形成された政治意識や価値観、人間の性質がただちになくなることはないだろう。

民主主義の「形式、理念」と「実態」との乖離は欧米民主主義諸国においてもみられるだろうが、西洋の民主主義的な法や制度を輸入、移植した非西洋地域の民主主義国家においては、その乖離はより大きなものになるだろう。

戦後の日本に関しては、国民や政治家の多くが明治的な政治意識や価値観しかもっていない社会に、占領軍の力を背景にして民主的な憲法、政治制度が導入されたことが、「形式」と「実態」との乖離をより大きなものにしたといえる。

民主主義的な政治意識や価値観は、民主主義的な法や制度を作ろうとするその過程の中で徐々に根づいていくのだろう。

自分たちの力で戦後の憲法や政治制度を作り出せなかった日本人は、戦後の憲法や政治制度のバックボーンとなっている民主主義的な政治意識や価値観を、内面化させる機会を失ったまま時をすごしてしまったといえる。

憲法や政治制度を明治的なものに作りかえれば、「形式」と「実態」との乖離は今よりも少ないものになるだろう。

逆説的だが、日本の国家や社会が戦前回帰したならば、民主主義的な憲法や制度をあらたに作り出す運動を進める中で、多くの日本人が民主主義的な政治意識や価値観を身につけるようになるかもしれない。

(現時点で国民の多くが明治的な体制への移行に賛成するとは思えないが。)

保守主義について

図書館で西部邁の本を立ち読みしていたら、保守主義とは穏健的改良主義、漸進主義のことをいうと記述してあった。

保守とは、改革や改良に反対する伝統主義者、守旧派を意味すると思いついていたので、穏健な形ではあれ社会の改良に賛成する立場を保守主義というのだと知ってちょっとびっくりした。だが、日本で保守派と呼ばれている人で、穏健的改良主義者の意味で保守とされている人は少数派であろう。

大部分の保守派は、伝統主義者、守旧派の意味で保守とされているのではないだろうか。

(ただし、この場合の守るべき伝統とは、江戸時代までの前近代的な伝統ではなく、明治時代、明治国家の伝統であろう。戦後憲法、戦後民主主義体制に対して批判的な態度をとり、戦前の明治憲法体制に近いものに回帰しようとする立場だろう。)

コンサバティブ、コンサバティズムを日本語で保守、保守主義と訳したのは失敗だったのではないだろうか。

日本語の保守という言葉は、私自身がそう思いついてきたように、改革や改良に反対する伝統主義、守旧派のイメージがつよい。

コンサバティズムの本来の意味である穏健的改良主義をあらゆる訳語としては、穏健主義、漸進主義といった言葉を定着させ、伝統主義をあらゆる保守主義と区別した方がよかったのではないだろうか。

コンサバティズムという言葉自体に穏健的改良主義と伝統主義、両方の意味が含まれているのであれば、その訳語に保守主義をあてたのはまちがいはない。

ただ、仮にそうであったとしても、イギリスにおいては伝統主義者たちの政治的影響力はほとんどなく、民主主義、自由主義的価値観を前提とした上で保守と革新、保守とリベラルの対立があったのではないだろうか。

民主主義、自由主義的価値観が社会的土壌に根づいていない上、それらに批判的な伝統主義者、守旧派が政治的影響力をつよくもっている日本で、コンサバティブを保守と訳し、穏健派と守旧派が「保守」として一括りにされたのは、日本の政治にとって不幸なことだったといえる。

コンサバティブを保守と訳したために、穏健派が守旧派と一緒に、革新派（急進的改革主義者）に対抗する保守勢力となったのか。

それとも元々日本の穏健派は、革新派よりは守旧派との方が相性がよく、両者が一つの勢力となっていたので、穏健派と守旧派を含む保守という言葉コンサバティブの訳語にしたのかはわからない。

ただ、革新派と共に日本の民主主義化を推し進めるべき立場にあっただろう穏健派が、戦後民主主義に批判的な守旧派と派閥を形成してしまったことが、日本の民主主義化が中途半端なままになってしまった一要因でもあろう。

(戦後、思想言論の世界で主流派となった革新派が、穏健派を保守反動呼ばわりして、彼らを守

旧派の側へ追いやってしまったという側面も大きいのだろうけれども。)

戦後の日本では、革新派と穏健派の間に分断線が引かれ、政治の世界では守旧派と穏健派からなる保守派が与党、多数派となり、革新派は政治的影響力をほとんどもてなくなってしまった。一方、思想言論の世界では革新派が圧倒的な多数派、主流派となり、保守派が少数派になるという政治の世界とは逆転した現象が生じてしまった。

穏健派と守旧派を区別して、「革新派・急進的改革主義者」、「穏健派（漸進派）・穏健的改良主義者」、「守旧派・明治伝統主義者」という3つの勢力が、政治の世界でも思想言論の世界でも鼎立する状態が一番望ましかったのではないだろうか。

3つの立場の人たちが、様々な問題について討議討論を通じて最も良い解決策の合意案を形成する。

そのような行為の積み重ねが、日本を半民主主義状態から民主主義国家へと脱皮させることになったのではないか。

政治の世界でも思想言論の世界でも、革新派と保守派が互いの主張をぶつけ合うだけのイデオロギー闘争を繰り返す。

その結果、建設的な合意案は形成されず、数の多い方の意見がゴリ押しされる。

このような状態が長いこと続いてきたために、日本の民主主義がなかなか成熟しないのだろう。

第二次大戦後の3つの歴史観

現在先進国といわれている国々が過去に行った侵略や植民地支配、これらをどのように評価するかをめぐっては大きくわけて3つの歴史観がある。

1つ目は、第二次世界大戦の戦勝国が行った侵略や植民地支配は是認、黙認したまま、敗戦国が行った侵略や植民地支配のみを批判するもの。

戦勝国側の人間にこのような歴史観をもつ者が多いので、これを「戦勝国史観」と名付けておく。

日本の保守、右派系言論人の一部が「東京裁判史観」と呼んで批判している歴史観は、これとほぼ同じものだろう。

2つ目は、「戦勝国史観」の裏返しとなったもので敗戦国側の人間の主張する歴史観。戦勝国が行った侵略や植民地支配は批判しておきながら、自分たちの国が行ったそれは正当化するもの。

日本では、大東亜戦争＝アジア解放戦争説を主張する人たちがその典型だろう。

この歴史観を、「戦勝国史観」に対応させて「敗戦国史観」と名付けておく。

「歴史修正主義」と呼ばれ批判されている歴史観は、ほとんどがこの立場のものだろう。

また、日本ではこうした主張は「諸君」「正論」などの保守、右派系言論誌に多くみられたので、この歴史観の持ち主を便宜上「諸君正論派」と呼んでおく。

なお、日本の「敗戦国史観」の持ち主が、ドイツの「敗戦国史観」の持ち主の主張をどのように考えているのか、あるいはその逆はどうなのかは興味深いところである。

同じ敗戦国側の人間どうし、その主張に共感をもつのか、それとも自分たちの歴史観は正しいものだがドイツの（あるいは日本の）歴史観はまちがったものだと考えているのだろうか。

戦勝国側の「戦勝国史観」の持ち主は、敗戦国が行った侵略、植民地支配を批判しておきながら、自国が行った侵略や植民地支配は、近代化していない未開、野蛮な地域を近代化させることを目的とした正しい行為だったとしてこれを正当化する。

一方、日本の「敗戦国史観」の持ち主は、欧米諸国のアジア支配を批判しておきながら、日本の台湾や朝鮮の植民地支配は、この地域に近代化のためのインフラを整備したとしてこれを正当化する。

お互いに、自国の行為は正当化しておきながら他国の同じ行為は批判するという、自己中心的な考え方といえる。

（現在では、近代化していない国や地域を、そこを近代化させるという大義名分のもとに征服、支配すること自体が批判されるようになってきてはいるが。）

そして3つ目の歴史観であるが、これは戦勝国側が過去に行った侵略や植民地支配、これらをすべて批判するその延長線上で、敗戦国側が行った侵略や植民地支配を批判するというものである。

反帝国主義、反植民地主義の価値観に基づいているので、「反帝国主義史観」「反植民地主義史観」と名付けることにする。

なお、「諸君正論派」は戦後の日本で主流となった左翼系の歴史観を、敗戦国の人間の唱える「戦勝国史観」とみなし、これを「自虐史観」「東京裁判史観」と呼んで批判している。

だが、左翼系の歴史観が「戦勝国史観」と同じものかどうかは、検証が必要であろう。左翼系の歴史観が、日本の行った戦争や植民地支配を厳しく批判しているのは事実だが、戦勝国側の行った侵略や植民地支配を是認あるいは黙認しているとはいえないだろう。実際には戦勝国側の行為も批判しているのだが、その声が日本の行為を批判する声よりも小さいものであるため、「諸君正論派」の目には「戦勝国史観」と同じであるようにみえているだけかもしれない。

あるいは、「戦勝国史観」と「反帝国主義史観」の中間に位置しているというのが妥当な解釈かもしれない。

私自身は3つ目の「反帝国主義史観」の立場である。日本でも欧米でも左翼系の学者の中にはこの立場の人がいるが、一般的にはまだ少数派にすぎないのだろう。敗戦国の日本ですら、自国の過去の行為を批判、否定することに対して根強い抵抗があるのだから、まして戦勝国側の人間が自国の過去の非道徳的な行為を反省し、批判するというのはなかなかできないことなのだろう。

日本近現代史をめぐる4つの歴史観

<日清戦争・日露戦争>を肯定的に評価するか否定的に評価するか、<日中戦争・太平洋戦争>を肯定的に評価するか否定的に評価するか、<戦後の日本>を肯定的に評価するか否定的に評価するか、以上の3点を軸にして、戦後の日本では大きく分けて4つの歴史観がみられる。

1つ目は、<日清戦争・日露戦争><日中戦争・太平洋戦争>はともに肯定的に評価するが、<戦後の日本>は否定的に評価する歴史観。

これは、戦前の日本、大日本帝国を賛美し、戦後民主主義を批判する右翼の人たち、皇国史観の持ち主に特徴的な歴史観なので、便宜上「皇国史観」と呼ぶことにする。

2つ目は、<日清戦争・日露戦争>は肯定的に評価するが、<日中戦争・太平洋戦争>は否定的に評価し、そして<戦後の日本>も否定的に評価する歴史観。

これは、軍国主義化する以前の明治憲法体制の日本に郷愁を覚える人たちに多くみられる歴史観なので、「明治伝統主義史観」と呼んでおく。

「自由主義史観研究会」「新しい歴史教科書をつくる会」の関係者にはこの立場の者が多かったようである。

特に「新しい歴史教科書をつくる会」は、教科書を検定に合格させるための戦術であったのか、公的には日中戦争、太平洋戦争を肯定せず、「皇国史観」とのちがいをアピールしていた筈である。

(ただし、「自由主義史観研究会」「新しい歴史教科書をつくる会」関係者の中には「皇国史観派」も少なからずいたし、今世紀に入ってからでは日中戦争、太平洋戦争を肯定する発言をする人もめだってきてはいるが。)

3つ目の歴史観は、<日清戦争・日露戦争>を肯定的に評価し、<日中戦争・太平洋戦争>を否定的に評価する点では「明治伝統主義史観」と同じだが、<戦後の日本>は肯定的に評価するもの。明治憲法体制から、軍国主義を経由せずに戦後の民主主義体制へと移行することを理想とする人たちに多くみられる歴史観なので「リベラル・デモクラシー史観」と呼んでおく。

司馬史観と呼ばれている司馬遼太郎の歴史観はこれに近いだろう。また、日本人全体の中ではこの歴史観の持ち主が一番多いと思われる。

最後の4つ目のものは、<日清戦争・日露戦争><日中戦争・太平洋戦争>をともに否定的に評価し、<戦後の日本>は肯定的に評価する歴史観。

明治政府当初の近代化路線は肯定するが、その後の帝国主義路線、海外拡張（膨張）路線は否定する考え方。

独立を保つための（自衛のための）必要最小限の軍事力のみを保有し、海外での戦争は極力避けようとする「小日本主義」に共感する人たち、反帝国主義、反植民地主義の左翼の人たちに多くみられる歴史観である。

この歴史観は、とりあえず「反帝国主義史観」と呼んでおく。

ただし、以上の分類は極めて大雑把なものにすぎない。

日清戦争と日露戦争、日中戦争と太平洋戦争をセットにして、それらを肯定するか否定するかとしたが、日中戦争は否定するが太平洋戦争は肯定する（あるいはその逆の）考えも当然あるだろう。

それに、それぞれの戦争に肯定的に評価できる要素と否定的に評価すべき要素があり、これらを全肯定するか全否定するかといった発想そのものへの批判も当然予想される。

また、「皇国史観派」「明治伝統派」は戦後の日本を否定的に評価しているとしたが、彼らが否定しているのは主に戦後憲法や戦後民主主義体制であり、戦後の経済成長路線は肯定的に評価している人が多い。

同様に、戦後の日本を肯定的に評価していると私がみなした「リベラル・デモクラシー派」「反帝国主義派」も、戦後の日本を全肯定している人ばかりではないだろう。

ここにあげた4つの歴史観は、戦後の思想言論空間の全体像を掴みやすくするために作りあげたステレオタイプの歴史観、一種の理念型にすぎない。

一人一人がもっている歴史観を細かく検証していけば、それは類型化できない複雑なものになるだろう。

○帝国主義路線肯定派の分類

「皇国史観派」「明治伝統派」「リベラル・デモクラシー派」は、19世紀後半の日本の帝国主義化を肯定している点で共通点があるが、その後の理想とする国家・社会のあり方をめぐって思想の相違がみられる。

「皇国史観派」「明治伝統派」は、戦後憲法・戦後民主主義体制を批判し、戦前の国家体制を擁護する右派・保守派といえる。

「明治伝統派」は軍国主義化以前の体制を支持する穏健派で、「皇国史観派」は軍国主義時代の日本も肯定する極右系といえる。

「明治伝統派」と「リベラル・デモクラシー派」（以下「デモクラシー派」と略記）は、戦後民主主義への評価をめぐってちがいがあらわれる。

「明治伝統派」は軍国主義化以前の明治国家体制が継続することを望む人たちといえ、「デモクラシー派」は明治体制から軍国主義を経由せずに民主主義体制へと移行することを理想とする人たちといえる。

漸進主義的な改良での明治体制から民主主義体制への移行を望む保守派と、革命による民主主義化を志向する急進派とに分かれるだろう。（前者は立憲君主主義者が、後者は共和主義者が多いと推察される。）

帝国主義路線肯定派は、日露戦争後の対外政策をめぐっても意見が分かれるだろう。外国に侵略されないだけの国力を身につけたら、それ以上の海外進出は避けるべきと考え、韓国併合や中国大陸進出に否定的な小日本主義に近い立場。

韓国併合や中国での権益確保は肯定するが、1930年代以降の軍国主義路線には否定的な立場。

1930年代以降の軍国主義路線も肯定する立場（「皇国史観派」に相当するだろう）。

「デモクラシイ派」と「明治伝統派」は、それぞれの中に海外進出批判派と韓国併合、大陸進出肯定派がいると思われる。

だが、「デモクラシイ派」は海外進出批判派が、「明治伝統派」は大陸進出肯定派が多いかもしれない。

○反帝国主義派と帝国主義肯定派の対立

90年代後半の自由主義史観研究会、新しい歴史教科書をつくる会と左翼系の歴史学者、歴史教育者との論争は、表層的には日中戦争、太平洋戦争（あるいは軍国主義時代の日本）の評価をめぐって行われていたようにみえるが、深層的には日清戦争、日露戦争（あるいは日本の帝国主義化）の評価をめぐっての対立といえるだろう。

前者は、日清戦争、日露戦争の勝利を、日本が欧米列強の仲間入りを果たした誇るべき国家、民族の歴史と考え、後者はこれらをその後の軍国主義化をもたらした否定すべきものと考えているのだろう。

日清戦争、日露戦争を肯定的に評価している人たちは、「新しい歴史教科書」を積極的に支持はしなくても、これに比較的寛容な態度をとっている人が多い。

一方、「反帝国主義派」は「つくる会」の言動を厳しく批判していた。

日清戦争、日露戦争肯定派と「反帝国主義派」との対立は、福沢諭吉の評価をめぐってもみられる。

左翼系の学者の中には、日清戦争とその後の台湾の植民地支配を肯定的に評価した福沢諭吉を、帝国主義者、植民地主義者とみなして厳しく非難している人がいる。

福沢諭吉が韓国併合以降の対外政策を支持したのなら、植民地主義者とみなせるだろう。

だが、日露戦争時既に死亡していた福沢諭吉を、対外膨張主義者と同列にみなせるかは微妙なところだろう。

○個人的見解

私自身は、現在先進国とよばれている国が過去に行った侵略行為や植民地支配、これらをすべて批判するその延長線上で日本の行った戦争や植民地支配を批判すべきであると考えている。だから当然、「反帝国主義史観」に近い考えをもっている。

だが、当時の政治指導者や財界人など、日本社会に大きな影響力をもつ人たちの多くが帝国主義路線を支持していただろうから、現実には日本が反帝国主義路線をとることは不可能であっただろう。

当時の国民、一般大衆がどちらの路線を支持していたか正確なことはわからないが、おそらく国民の多数派は日本が欧米列強の仲間入りすることを肯定的に評価していただろう。帝国主義路線を支持する国民と支持しない国民が半々であったとしても、政府の方針に大きな影響を及ぼすことはできなかつただろうから、やはり現実の歴史が反帝国主義路線になることはなかつたであろう。

なお、日清戦争、日露戦争を経て欧米列強に伍す国力をつけたから日本は独立を保てたのであって、もし両戦争を行わず反帝国主義的な政策をとっていたら、日本は外国の支配下、従属下におかれてしまった筈だ、と主張する人たちもいる。

このような主張が妥当であるかは十分な検証が必要であるが、もしそうになっていたのだとしたら、反帝国主義路線ではなく、帝国主義路線をとったことがよかったといえるかもしれない。

(少なくとも日露戦争までの時期に限っては。)

だが、反帝国主義路線をとっていても独立を保つことができ、地道な経済発展、漸進的な民主主義化を進めることができたのなら、その方がよかったといえるだろう。

(特に、日露戦争の一応の勝利が、その後の韓国併合、対外膨張路線へと必然的に結びつき、満州事変から太平洋戦争へとつながっていったのだとしたら。)

○日本の民主主義化をめぐって

「デモクラシイ派」と「反帝国主義派」は、日清戦争、日露戦争の評価をめぐっては意見が分かれるが、戦後の民主主義体制を肯定的に評価する点では共通点をもつ。

(韓国併合以降の海外膨張路線に批判的な点でも共通点をもつかもしいない。)

民主主義者、リベラリストにとっては、侵略はせず侵略もされずという方針を貫き、占領軍の力ではなく日本人自身の手で現在と同様の憲法、政治制度を作り出すことが理想だったといえる。

日本が日中戦争、太平洋戦争を行わなかったらどうなっていたかについては、いくつかの考え方があるだろう。

1つ目は戦前の国家体制が現在まで継続したとするもの。

「皇国史観派」「明治伝統派」にとってはこれが理想だったといえるだろう。

2つ目は、漸進主義的な改良が行われ明治憲法と戦後憲法との中間的な体制に移行していたとするもの。

戦後憲法、戦後民主主義体制は占領軍の力があつたから実現できたのであり、日本人自身の力ではそのような体制は作れなかつたという考え方でもある。

3つ目は、アメリカに占領されなくても遅かれ早かれ現在と同じような憲法、政治体制に移行していただろうとするもの。

私自身の考えは2つ目のものである。

私同様、日本人自身の力では戦後憲法、戦後民主主義体制を作りだせなかつたろうと考えている人の中には、逆説的な形で太平洋戦争を肯定している人もいるかもしれない。

「連合国相手に勝ち目のない戦いをしたからこそ、占領され民主主義的な憲法、政治制度がもたらされたのだ。もし太平洋戦争を行わなかつたら明治体制がいつまでも続くことになつただろう。だから太平洋戦争をしてよかつたのだ。」と。

侵略戦争と自衛戦争

日本が1930年代から40年代にかけて行った戦争に対しては、それが自衛戦争だったのか侵略戦争だったのかをめぐる論争が繰り返されてきた。

だが、自衛戦争と侵略戦争をどのように定義するかについて共通した理解がないため、両者の議論がかみあわないことがままある。

自衛戦争か侵略戦争かを論じるさいには、戦争の目的（自衛を目的とした戦争だったのか、侵略を目的とした戦争だったのか）と行為（自衛行為だったのか侵略行為だったのか）について認識を明確にしてから論じるべきだろう。

戦争を目的と行為によって分類すると、次の3つのパターンが考えられる。

- 1・侵略を目的とした侵略行為としての戦争
- 2・自衛を目的とした侵略行為としての戦争
- 3・自衛を目的とした自衛行為としての戦争

日本の行った戦争を自衛戦争だと主張する人は、2のパターンと3のパターンどちらと認識しているのか、一方侵略戦争だと主張する人は、1のパターンと2のパターンどちらと認識しているのかを明確にすべきだろう。

日中戦争または太平洋戦争を、自衛を目的とした侵略行為としての戦争であると認識している人たちが、一方はこれを自衛戦争だとして擁護、正当化し、もう一方は侵略戦争だとして批判しているケースがみられる。

戦争への評価に関しては、大多数の人は侵略戦争を否定すべきものとみなし、自衛戦争は肯定できるもの、あるいはやむをえないものとみなしている。

侵略戦争か自衛戦争かといった論争も、日本の行った戦争を肯定したい人たちがこれを正当化するために自衛戦争だと主張し、否定したい人たちが侵略戦争だと非難しているのが実態といえるだろう。

だが、極少数の人は自衛戦争であってもやってはいけない、侵略戦争であってもやってもよいと考えている。

○侵略と自衛の定義

次に、侵略を目的とした戦争とはどのようなものか、自衛を目的とした戦争とはどのようなものなのかについて考察してみたい。

侵略を目的とした戦争が領土の獲得を目的としたものであることについては、異論は少ないであろう。

また、自衛を目的とした戦争が、他国から武力攻撃を受けた際にこれに対する戦争であることに

についても異論は少ないだろう。

意見がわかれるのは、経済危機を脱するために他国の資源、食糧を奪うことを目的とした戦争の場合だろう。

何もしなければ国民が生存できなくなるおそれもあるのだから、この場合は自衛目的だと考える人もいれば、国民の生活を救うことが目的であったとしても、他国の資源や食糧を奪おうとするのだから侵略目的だと考える人もいるだろう。

続いて侵略行為と自衛行為のちがいであるが、自衛行為に関しては目的の時と同様、他国から武力攻撃を受けた際にこれに対して戦う場合は自衛行為といえるだろう。

(私はこのケース以外に自衛行為といえる戦争は思いつかないが、日本の行った戦争が自衛行為の戦争だったと主張する人がいるのならば、なぜ自衛行為だといえるのか説明してほしいものである。)

一方、侵略行為といえるのは他国を不当に武力攻撃した場合、他国の領土内の資源、食糧などを奪いとった場合だろう。

(なお、目的の場合も行為の場合も自衛の概念を拡大解釈していけば、どのような戦争も自衛戦争だといって正当化できてしまうだろう。)

○日中戦争・太平洋戦争の評価

日中戦争、太平洋戦争に対しては、これを、侵略を目的とした侵略行為としての戦争とみなす人と、自衛を目的とした侵略行為としての戦争とみなす人がいる。

この場合、戦争の目的を自衛とみなすことの妥当性がまず問われる。

経済危機を脱するために他国の領土を侵犯することを自衛だと強弁できるのなら、自衛目的とみなすことはできるだろう。

だが、自衛目的の戦争であったとしても、では経済危機を脱するためなら他国の領土内の資源や食糧を奪いとってもいいのかという問題が生じる。

日本の行った戦争を肯定している人は、目的が自衛なら侵略行為をしてもよいと考え、否定している人は自衛目的であっても侵略行為はすべきでないと考えているといえるだろう。

私自身は、太平洋戦争は自衛目的の侵略行為と解釈することも可能だが、日中戦争は侵略目的の侵略行為とみなすことが妥当であると考え。

ただ私は、他国から武力攻撃を受けた際にこれに対して行う戦争以外は否定する立場をとっている。太平洋戦争が侵略戦争ではなく自衛戦争であったとしても、これは肯定できないと考えている。

ただし、経済を維持するのに必要な資源、食糧の大半を輸入に頼っている日本は、1930年代と同じような状況におちいれば、その危機を軍事力の行使によって乗り切るか、それとも不当な軍事力は行使せず、危機的状況が過ぎ去るのを座して待つかという究極の選択をせまられるこ

とになるだろう。

だから、この問題を単に過去の歴史認識の問題としてすますことはできないといえる。

大東亜戦争＝アジア解放戦争論の欺瞞

太平洋戦争あるいは大東亜戦争という名で呼ばれている戦争。

日本の戦争指導者たちが、欧米諸国に植民地支配されているアジアの人々を、その支配から解放することを一番の目的として戦争を行ったのであれば、私はその戦争を肯定はしないけれども否定もしない。

だが、私が太平洋戦争、大東亜戦争という名で呼ばれている戦争を肯定できないのは、日本の戦争指導者たちがその戦争を行った一番の要因が、経済危機を脱するために、欧米諸国に植民地支配されている地域の資源を奪いとることにあったことが明白だからである。

自国の利益のために、他国の支配下にある資源を奪いとりながら、その戦争をアジアの人々の解放のための戦争だと言い募るのは、二重の欺瞞であろう。

(だからといって、欧米諸国による東南アジアやインドの植民地支配が正しいわけではないが。)

日本人の多くが貧困に喘ぐ中、よその国の人々の解放のために多くの日本人の命を犠牲にして戦うほど、日本の戦争指導者たちが博愛に満ちた人物であったとはとても思えない。

だが、大東亜戦争を肯定している人々は、アジア諸国を解放するその代償として、その地域の資源を貰おうとしただけなのだと考えているのかもしれない。

もし、日本の行った戦争がアジア解放戦争だというのであれば、その戦争は以下のような手順を踏む必要があっただろう。

まず第一に、日本が植民地支配している台湾や朝鮮を解放する。

その地に独立後できた政権が、日本と共に他のアジア地域の解放戦争に参加するのであれば一緒に戦う。

(独立後できた政府が満州国のような傀儡政権であるならば、真の解放とはいえないだろう。また満州地域も当然中国側に返すべきだろう。)

次に、いついつまでにアジアの植民地を放棄せよ、さもなければアジア地域の独立を目的として戦争を仕掛ける、と欧米諸国に対して事前通告すべきである。

そして、東南アジアやインドの独立運動家たちと協力して戦争を遂行すべきであろう。

(なお、独立戦争を行うかどうかは、本来植民地支配されている国の人たちが決めるべきことである。独立戦争がおきた後、要請をうけてこれに介入するのならともかく、解放戦争と称して勝手に武力攻撃することは不当な行為であろう。)

また、欧米諸国が植民地を放棄したならば、その地には日本の傀儡政権ではなく自立した政権が樹立されるべきだろう。

そして、その政権が日本と共に他の地域の独立戦争に参加するのであれば、協力して戦うべきだろう。

もっとも、日本の行った戦争を肯定している人たちは、最終的に日本が勝利を収めたならば、その時点で東南アジア地域のみならず台湾や朝鮮の独立も承認するつもりだったのだ、などと虫

のいいことを考えているのかもしれない。

いずれにせよ、大東亜戦争がアジア解放戦争だったのだという主張は、日本が戦争に負けたからこそ言える主張であり、もし日本が戦争に勝っていたならば、東南アジアの国々は日本を相手に独立戦争を戦うことになっていただろう。

だが、皮肉な話ではあるが、もし日本が太平洋戦争、大東亜戦争と呼ばれている戦争を行っていなかったならば、日本や欧米諸国に植民地支配されていた国や地域の独立は、実際より何十年も遅れることになったであろう。

もし、日本が中国での戦争から早々に手を引き、ドイツやイタリアと同盟を結ばず、ヨーロッパでおきたであろう枢軸国と連合国との戦争に、中立の立場をとるか連合国側で参戦していたら

。ヨーロッパでの戦争は史実通り連合国側が勝利していただろうから、1945年の時点で台湾や朝鮮が日本の植民地支配から解放されることはなかったであろう。

そして、台湾や朝鮮、東南アジアなどで独立戦争がおきた時には、日本と欧米諸国が協力してこれらの鎮圧にあたったかもしれない。

あるいはこれらの地域で東側陣営と西側陣営の覇権争いがおこったかもしれないし、場合によっては日本も含めた三つ巴の戦いがおこったかもしれない。

大東亜戦争肯定論者たちは、「だから日本の行った戦争は、（結果的に）アジア解放戦争だったのだ。」と声高々に主張しているのかもしれない。

大東亜戦争を「アジア解放戦争だ」「自存自衛のための戦争だ」と言って肯定している連中はただの馬鹿

大東亜戦争がアジア解放のための戦争だというのは、戦争を正当化するためのただの口実に過ぎないが、仮に戦争の目的が「欧米諸国に植民地支配されているインドや東南アジアの国を、その植民地支配から解放すること」であったとしても、この戦争を肯定している日本人がただの馬鹿であることには変わりはない。

大東亜戦争の結果なにが生じたのか。

日本はアメリカに占領され、形式的に独立を達成したあとも、実質的にはアメリカの従属国になってしまったのである。

よその国を植民地支配から解放するといいいながら、当の日本が戦争を仕掛けた国の従属国になってしまったのだから世話はない。

大東亜戦争は自存自衛の戦争だという主張も同様である。

戦争の目的が自存自衛のためであったのなら、その目的を達成できたのか……。否。

戦争を仕掛けた相手国に占領され、その従属国になるという自存自衛とは正反対の結果をもたらしただけである。

では自存自衛とやらの戦争を行わなければどうなっていたのか。

経済的に苦しい状態は何年も続いただろうが、少なくとも外国に占領され、その従属国に陥るといった状況は避けられただろう。

自国の自立や独立になによりもの価値をおいている人間ならば、日本がアメリカの従属国になるという結果をもたらした戦争を行った政治指導者たちは、真っ先に批判しなければならないだろう。

ところが戦後日本で右翼や保守を自称している連中は、日本をアメリカの従属状態に陥らせた戦争を行った指導者たちを批判するどころか、戦争の目的が正しかったからと言って大東亜戦争を肯定・擁護・正当化しているのだから救いようがない。

まあ、心の底では日本がアメリカの従属状態に陥ったことを喜んでいるのだとしたら、極めて理にかなった行為だけれどね。

「太平洋戦争」と「戦後民主主義」をめぐる言説のねじれ

ステレオタイプの右派は「太平洋戦争」を肯定・擁護し、「戦後民主主義」を否定・批判する。
一方、ステレオタイプの左派は「太平洋戦争」を否定・批判し、「戦後民主主義」を肯定・擁護する。

戦後の憲法、政治体制は占領軍の力があつたからこそ実現できたと言えるだろう。
もし太平洋戦争を行わず、アメリカに占領されることがなければ、基本的には明治憲法、大日本帝国の政治体制が続いていただろう。
時代の経過に伴い多少は憲法や政治制度に改良が加えられたかもしれないが、革命でもおきない限り現在のような憲法・政治制度を日本人自身の力でつくりだすことはできなかつただろう。

ステレオタイプの右派・保守的な価値観をもっている人たちは、「戦後民主主義」を否定したのであれば、その前に「太平洋戦争」を否定すべきだろう。
連合国相手に勝算の少ない戦争を行わなければ、アメリカに占領されることもなく、占領軍の力を背景にして現在の憲法や政治制度が成立することもなかつたのだから。

ステレオタイプの左派は「太平洋戦争」を否定しているが、もし「太平洋戦争」を行わずアメリカに占領されなければ、自分たちが望むような憲法や政治制度を自分たちの力だけでつくることはできなかつただろう。

右派と左派の政治的力関係を比べれば、圧倒的に右派の方が強い。
国民の政治意識も、左派・リベラル的な価値観をもっている人たちよりは、右派・保守的な価値観をもっている人の方が多数派だろう。
戦後の思想・言論の世界では左派的な思想・価値観が主流となったが、それは日本が戦争に負けたからかもしれない。
もし敗戦という経験をしなかつたら、学界もマスメディアも右派・保守派が主流・多数派であり、左派・リベラル派は少数派であつたかもしれない。
治安維持法が廃止されずそのまま存続していたら、民主主義的な政治制度を望む自由主義者たちが弾圧される時代が続いていたかもしれない。

「戦前・戦後」と「戦前・戦中・戦後」

日本の近現代史の（ジャーナリズム的な）時代区分には「戦前・戦後」という区分と「戦前・戦中・戦後」という区分があるが。

前者の場合、1945年を境にそれ以前を戦前、それ以後を戦後と呼んでいるが、戦前と戦後の区切りを1945年のどの時点に設定しているのだろうか。

一般的には8月15日を境にしてそれ以前を戦前、それ以後を戦後と呼んでいると思うが、正式に戦争が終了したのは9月2日だという意見もあるようだし.....。

後者の場合、戦前と戦中をどの年で区切っているのだろうか。

十五年戦争的な考えにたち満州事変勃発後の1931年以後を戦中としているのだろうか。

その場合、満州事変から日中戦争開始までの期間も戦中（戦時中）といえるのだろうか。

あるいは日中戦争開始の1937年以降を戦中と呼んでいるのだろうか。

太平洋戦争が始まった1941年以後を戦中と呼んでいる人はいないような気がするので、1931年以降戦中説と1937年以降戦中説の2つの考え方があるのかもしれない。

「戦前・戦中・戦後」という呼び方はここ20年位の間を目にするようになった（自分が目にしていないだけで、それ以前から使われていたのかもしれない）。

80年代までは「戦前・戦後」という呼び方が一般的だったこともあり、どうも「戦前・戦中・戦後」という言い方には今一つなじめない。

いつから戦中になったのかについて明確な定義があるようにもみえないし。

戦後という言い方がはやくなくなって欲しいと思っている人も結構いるような気もするが、戦後という言葉は、太平洋戦争終了後に確立された社会の在り方を総体として表している言葉なので、大きな制度変革が起こるか再び戦争に突入するといったことがなければなくならないような気もする。

（戦後の社会システムは、太平洋戦争中に確立したシステムが継続されているという意見もあるけれど、一般的には戦前と戦後の連続性よりも断続性のほうがつよく意識されているだろう。）

○現在の歴史的状況

2011年の3月11日以降、（多分御厨貴の造語だと思うが）災後という言葉もちらほらとみかけるが、この言葉が戦後という呼称に代わるかは現時点では不明。

言葉は、その言葉が何を意味しているかだけでなく、語感（音の響きやリズム、イメージなど）や字面（文字表記したときのイメージなど）も大事なので、自分には災後という言葉は語呂が悪いので広く流通するようには思えない。

また災後という言葉を使用する人たちは、2011年の大災害・原発事故によって戦後長く続

いてきた社会の在り方（制度やシステム）が変化する、あるいは変化させなければいけないと考えている人が多いような気がする。

これからの社会・歴史がどのようなものになるかは、（運命論・決定論的な考えに立つのでなければ）人々が今後どのような動きをするかによって決まってくるが、大体次のケースが予想される。

1 「なにも変わらない」説

- ・現在の社会の在り方が多少の変化はあっても大きくは変わらずに続いていく。

2 「歴史の転換」説 ・社会の在り方に大きな変化が生じる。

a 動乱・混乱説 ・幕末以来の内乱状態に陥る。

aの(1) 国家崩壊・分裂説

- ・内乱の收拾がつかず、そのまま現在の国家が崩壊する。紛争状態が続き無政府状態が続くケースといくつかの小国家に分裂するケースが考えられる。

aの(2) 制度・システム転換説

- ・内乱状態に收拾が付き、その後、新しい制度・システムが構築される。

b 制度・システム転換説

- ・内乱状態には陥らず、平和的な方法で新しい制度・システムが構築される。

人々の行動は経済状況に大きく左右されるから（ただし「経済決定論」ではない）、現実の歴史・社会がどのようなようになるかは経済情勢がどうなるかによっても変わってくる。

また対外関係・国際情勢にも大きく左右されるから、外国がどのような動きをするか、外国とどのような関わりをもつかによっても変わってくる。

私個人は、現在の日本は幕末の動乱の時代、十五年戦争期に続く日本近現代史上、第三の転換期にあるような気がするが、何十年かたった後も何も変わらなかったという可能性もなくはない。

あなたは憲法9条改正に賛成ですか

「あなたは憲法9条改正に賛成ですか？」といった類の言説をマスメディアでよくみかけた。だが、よく考えてみるとこういった問いかけはおかしなものだろう。

日本の軍事政策（防衛・安全保障政策）についてなんらかの見解をもっていて、その人なりの改正案をもっている人は「賛成です。」と答えるだろう。

一方、どのような改正案が提示されてもそれを否定し、現行の条文を守るべきだと考えている人は「反対です。」と答えるだろう。

だが、そうでない多くの人は、具体的な改正案も提示されていないのに、漠然と憲法9条改正に賛成か反対かと問われても、答えようがないのが実情だろう。

改正案の方が現行の条文よりもよいと判断すれば改正に賛成、改正案よりも現行の条文の方がよいと判断すれば改正に反対というのが一般的な対応であろう。

なぜ、こういったおかしなことがおきているかといえは、前述の問いかけが憲法9条の反戦平和の思想に賛成か反対かといった思想上、イデオロギー上の問いかけになってしまっているからだろう。

「改憲派（憲法9条改正派）」であるか「護憲派（9条改正反対派）」であることを表明することが一種の信仰告白、あるいは所属する党派の表明になってしまっているといえる。

日本の軍事政策の基本理念はどうあるべきかといった根本的な問題を曖昧にしたまま、「思想言論空間」において護憲か改憲かといった（ある意味不毛ともいえる）論争が繰り返されてきた状況を反映した問いかけといえるだろう。

日本の軍事政策の基本理念に関して

憲法9条、自衛隊、日本の軍事政策（防衛政策、安全保障政策）に関する問題をめぐっては、改憲＝9条改正か、護憲＝9条維持かといった二項対立で議論がなされているケースがほとんどだろう。

改憲派は「はじめに改憲ありき」、護憲派は「はじめに護憲ありき」で、お互いが自分たちの主張をぶつけあうだけであって、多くの国民にとって一番よい軍事政策のあり方を議論によって形成しようという意識があまりみられない。

憲法9条改正が現実的な政治課題として浮上してくれば、国政選挙、国民投票によって国民一人一人がこの問題に対して意思を表明することを迫られることになる。

にもかかわらず、この問題を考えるための思考枠組は、戦争容認＝9条改正か、戦争反対＝9条改正反対かといった単純なものしか国民に提示されていないようにみえる。

改憲派は、主張する憲法改正案がどのような理念に基づいているのかを明示すべきだし、護憲派はアメリカとの関係をどうするのかを含め、現実的で説得力のある軍事政策案を提示できなければ、徐々にその支持を失っていくだろう。

憲法9条を改正するかしないかを議論する前に、日本の軍事政策の基本理念、基本方針はどうあるべきかについて、国民の合意案を形成する努力が必要ではないだろうか。

日本の軍事政策の基本理念に関しては、大きくは3つ、細かくみると4つの立場、考え方がある。

1つ目は、国益になると判断すれば他国を武力攻撃、先制攻撃することも可能とすべき、とする考え方（これを「武力攻撃容認主義」と名付けておく）。

戦前の日本はこの立場をとっていたし、日本以外の多くの国が今もとっている立場でもある。

2つ目は、日本が他国を不当に武力攻撃することは禁止するが、海外でおきた紛争には介入できるようにすべき、とする考え方（こちらは「海外紛争介入主義」と名付けておく）。

なお、この立場には「他国への不当な武力攻撃の禁止」を憲法に明記すべきという考え方と、憲法にそのような禁止条項は盛り込まず、あくまでも政府の判断で不当な武力攻撃を行わないようにすればいい、という考え方がある。

（ここで「武力攻撃の禁止」ではなく、「不当な武力攻撃の禁止」と、あえて不当なという言葉をつけ加えたのは、日本に対してミサイル攻撃がなされるような際に、これを阻止するために先制攻撃することは、理念的には不当な武力攻撃には該当しないと判断できるからである。もちろん、武力攻撃、先制攻撃を正当なものと不当なものに分ける考え方は、正当な武力攻撃の範囲を拡大解釈することによって、あらゆる武力攻撃が正当化されるという危険性があるけれども。）

なお、海外の紛争に介入する場合、武力行使を伴って介入するのが通常の形ではある。

ただし日本の場合、憲法9条の問題、国民の多くが自衛隊の武力行使にアレルギー、嫌悪感をもっているという事情があるため、武力行使を伴わない形で海外の紛争に介入するという3つ目の考え方が生じてきた（この立場は「非武力行使型海外紛争介入主義」と名付けておく）。

湾岸戦争以降、現在の日本政府がとっている立場は、この3つ目のものといえる。

現在、自衛隊の海外派遣に対する世論は賛成派と反対派がほぼ半分ずつにわかれている（派遣するケースによってどちらかが大きく上回ることはあるが）。

だが、賛成している人の中には、武力行使を伴わない形だから賛成しているという人も相当数いるだろう。

海外の紛争に武力行使を伴う形で介入するという、2つ目の立場を支持している人が現時点でどの位いるのかは不明である。

また、海外の紛争に介入する場合、一定の条件を満たした場合のみ介入すべきとする立場と、条件を付けず政府の判断次第で介入してよいとする立場がある。

対米関係重視で、アメリカからの要求にはすべて応じられる態勢を整えておくべきと考えている人たちは、後者の立場をとるだろう。

一方前者の場合は、国連で容認されたものに限って介入すべきという考え方、日本独自の基準を設けるべきなどの考え方がある。

最後に4つ目の考え方であるが、これは専守防衛、一国平和主義的な立場にたって海外の紛争には介入しないというもの（「専守防衛主義」「一国平和主義」といった呼称をそのまま使うこととする）。

1980年代まで日本の政府がとっていた立場でもある。

なお、少数派の意見ではあるが、「絶対平和主義」的な考えのもと、自衛隊を廃棄し自衛権行使の権利すら放棄すべきと主張する人たちもいる。

ここでは思想のレベルではなく、実現性のある政策のレベルでこの問題を考えているので、「絶対平和主義」的な立場は4つ目の「一国平和主義」の1バリエーションとみなすこととする。

○原理原則主義と曖昧柔軟路線

日本の軍事政策をめぐる最大の問題点は、アメリカの軍事的要求に応えるために済し崩しに自衛隊の行動範囲を広げてきた点にあるだろう。

1990年代になって、軍事政策の基本方針がそれまでの「一国平和主義」から「非武力行使型海外紛争介入主義」へと大きく変更された。

だが、こうした変更も、憲法の問題をうやむやにしたまま、国民の合意を形成する努力もしないままなされたといえる。

「原理原則主義」的な立場にたつならば、国家または政府としての軍事政策の基本方針を明確

にし、それを憲法に表記しておく。

そして基本方針を変更したい時は憲法改正手続きを行い、改正案が成立した場合のみ新しい方針へと変更すべきだろう。

特に、1980年代まで国民の多くが「一国平和主義」の立場を支持していた点を考慮するならば、憲法に自衛権を行使する軍隊を保有すること、海外の紛争には介入しないことを明記しておくべきだったという考え方もありうるだろう。

そして湾岸戦争時（以後）の自衛隊の海外派兵に関しては、「海外紛争介入主義」に基づいた憲法改正案が成立したならば合法的に派兵し、否決された時は「一国平和主義」的な立場を維持する、というやり方もあっただろう。

だが、日本の憲法が改正しにくいものであること、「武力攻撃容認主義」から「絶対平和主義」まで幅広い考えがあるため国民の合意案形成が困難であること、改憲派の多くは「武力攻撃容認主義」「海外紛争介入主義」であり、専守防衛主義に基づいた憲法改正案が成立する可能性はなかったこと、政府にとっては憲法や民意よりもアメリカとの関係の方が大事だったこと、以上の点から「原理原則主義」の立場をとることは、現実的には不可能だっただろう。

政府の立場にたつならば、基本方針を曖昧にしたまま、問題がおきた時（具体的にはアメリカから軍事的要求をつきつけられた時）、あらゆる知恵を駆使して問題の解決にあたる「曖昧柔軟路線」をとらざるをえなかったといえる。

だが、9・11同時多発テロ後、アメリカの要求のハードルがあがったことによって、「曖昧柔軟路線」で問題に対応するやり方は限界に達してきたといえるだろう。

自衛隊の海外での武力行使を禁止する現在の状態を維持するのか、それとも武力行使を解禁するのか。

改憲派は、9条を改正して自衛隊の海外での武力行使を合法化したいと考えているのだろうか、憲法改正ができない時はどうするつもりなのだろうか。

今まで通り解釈改憲という形で海外での武力行使を正当化しようとするのだろうか。

また、解釈改憲で海外での武力行使が正当化できない時はどうするつもりなのだろうか。

一方、自衛隊の海外での武力行使を禁止する方針を貫く場合は、アメリカとの関係をどうするのが重要な問題となるだろう。

○国民の合意案の形成方法

日本の軍事政策の基本方針について国民の合意案を形成するにはどういった方法があるだろうか。

1つは、この問題に関する国民投票を行うという方法があるだろう。

もう1つはこの問題を争点にした国政選挙を行い、国会で基本方針を決定するという方法があるだろう。

また、基本方針と憲法との関係をどうするかといった問題もある。

1つの方法は、憲法をいったん脇においた上で基本方針についての合意案を形成する。その基本方針が現行憲法下では行えないものであるならば、憲法改正の手続きを行う。そして、憲法が改正されなかった時は、あらためて現行憲法下で可能な基本方針の合意案を形成し直す。

もう1つの方法は、基本方針の合意案形成と憲法改正の手続きを同時に行うというもの。現行憲法下では不可能な基本方針案を主張する人は、その基本方針に基づいた憲法改正案を国民に提示する。そして憲法が改正されたなら、その基本方針を政府の方針とする。改正されなかった時は、現行憲法下で可能なものを政府の基本方針とする。

ここで問題となるのは、国民の多数が「非武力行使型海外紛争介入主義」か「一国平和主義」を選択した時の政府の対応だろう。

民意を尊重して国民が選んだ方針を遵守するのか。

それとも強引な憲法解釈で自衛隊の海外での武力行使を既成事実化しようとするのか。

もし後者の立場をとるのなら、軍事政策の基本方針について国民の合意案を形成すべきとする、ここでの主張自体何の意味もないものになるだろう。

それだけではなく、そもそも日本は立憲国家なのか、何のために憲法があるのかといった疑問が生じてくるだろう。

○個人的見解

最後に、この問題に関しての私自身の（現時点での）考えを表明しておく。

将来、戦争そのものを違法行為とする、憲法9条の理念に基づいた国際法の制定に尽力する。

そして軍隊を、国際法を機能させるための警察組織のようなものに改変する。

このような方針をとるのであれば、「海外紛争介入主義」を1番目の選択とする。

そして2番目に「一国平和主義」を、3番目に「非武力行使型海外紛争介入主義」を選択する。

1番目に「海外紛争介入主義」を選択しておきながら、なぜ2番目に「非武力行使型海外紛争介入主義」ではなく「一国平和主義」を選択するのかと疑問をもつ人もいるかもしれない。

それは、武力行使を禁じた状態で自衛隊を戦地に派兵するという行為は、自衛隊員の命を軽視した行為に他ならないからである。

戦前の戦争指導者たちは、国民の命、軍人の命をないがしろにしていたが、現在もその状況はかわっていないといえる。

政治指導者が自衛隊員の命を軽んじれば、自衛隊員も人の命を軽んじるようになるだろうから、不当な武力行使を抑制しようという意識も薄れてしまうだろう。

（ただし、浅羽通明の著作『天皇・反戦・日本』（幻冬舎）によれば、自衛隊がイラクに派遣さ

れた際、日本の政府、行政機関は自衛隊員に死者がでないよう用意周到な方策をとっていたそうである。「曖昧柔軟路線」がよい形で発揮されたと肯定的に評価すべきなのだろうか。)

なお、日本の政府および国民が、「武力攻撃容認主義」の立場を再び選択するのであれば、私は日本の将来に対しては何も期待しない。

資源小国、エネルギー小国の日本が、軍事力によって国際社会での生き残りをはかろうとしても成功はしないだろう。

再び戦争をして第二の敗戦を迎えたとしても自業自得というものであろう。

憲法9条改正をめぐる三つ巴戦

1980年代までは、憲法9条を改正すべきと考えている人たちは少数派にすぎなかった。だが、90年代以降改正派の数は徐々に増えているだろう。現時点で改正賛成派と反対派どちらが多いのか、正確な数はわからない。もしかしたら半分半分といったところなのかもしれない。そして、将来的には改正賛成派が多数派になるかもしれない。

「護憲派」と言われている人たちはそのような状況に危機感をもっているかもしれないが、仮に改正賛成派が多数派となっても9条が改正されるかはわからない。といっても、それは国会議員の三分の二以上が賛成しなければ改正を発議できないからというわけではない。

9条を改正すべきだと思える人が多数派となったとしても、今度は9条をどのように改正するかをめぐる意見の対立がおきる可能性があるからだ。

私のみたところ、9条改正派は3つのタイプに分類できる。

1つ目は、9条を改正して日本が他国を武力攻撃できることを合憲化しようと考えている人たち。

この立場を「武力攻撃容認派」と呼んでおく。

2つ目は、日本が他国を不当に武力攻撃することは禁止すべきだが、海外でおきた紛争には介入できるようにすべきと考えている人たち。

この立場は「海外紛争介入派」と呼んでおく。

3つ目は、憲法は改正すべきだが、その改正案に自衛隊の役割を専守防衛に限定すると明記すべきと考えている人たち。

こちらは「専守防衛改憲派」と呼んでおく。

ただし、自衛隊の役割を専守防衛に限定すべきと考えている人たちは9条改正反対派（いわゆる「護憲派」）が圧倒的に多く、「改憲派」の中で3つ目の立場をとっている人は極少数にすぎないだろう。

三者の「改憲派」が合意できる改正案を作成できなかった場合は、結局改正反対派が多数派となり憲法は改正されないだろう。

もし9条が改正されるとしたら、それは次のような場合だろう（「専守防衛改憲派」は自衛隊の海外での武力行使に反対する立場で、実質的には「護憲派」とかわらないのでこれからは残り二者の「改憲派」に関して述べていくこととする）。

まず、どのようにでも解釈できる曖昧な改正案を作成し、「海外紛争介入派」がこれに同意した場合。

ただし、「海外紛争介入派」が「他国への武力攻撃を容認したと解釈できる改正案」には賛成できないとした場合には、両者の合意案は形成されないだろう。

次に、改正案に「日本の他国への不当な武力攻撃を禁止する条項」をいれるべきとする「海外紛争介入派」の主張を、「武力攻撃容認派」がいったんうけいれた場合。

1度目の憲法改正でまず自衛隊の海外での武力行使を解禁しておき、その後時機をみて2度目の憲法改正を行い、日本が他国を武力攻撃できるようにするという「二段階憲法改正路線」を「武力攻撃容認派」がとった場合。

ただこの場合も、「武力攻撃容認派」が「他国への武力攻撃を禁止する条項」を改正案にいれることに反対した時には、両者の合意はえられないだろう。

憲法9条が改正されるかどうかは、同床異夢ならぬ異床同夢、異なる考え方をもつ「改憲派」が、9条を改正すること自体を目的として妥協するか、それとも自分たちの主張を反映させた改正案の成立に固執するかによってかわってくるだろう。

戦後日本の軍事政策に関する考え方には、2つの種類の「理想主義と現実主義」の対立がある。

1つは、憲法9条を擁護しようとする「反戦平和主義」の理想主義と、これを改正して「普通の国」になろうとする現実主義の対立。

もう1つは、戦後の日本がアメリカの従属状態にあるという現実を受け入れて、この状態を継続しようとする現実主義と、従属状態を脱しようとする理想主義の対立。

そして、2つの理想主義と現実主義を組み合わせると、4つのタイプの考え方になる。

1つ目は、憲法9条を改正し、かつ対米従属状態を脱しようとするもの。

従来、国粹派、反米右翼といわれている人たちがこのような主張をしていた。

最近では、憲法9条のみを改正し、その他の民主主義的な憲法の条項は維持しようとするリベラル改憲派といえる人たちの中にもこうした主張をする人がみられる。

日米同盟を見直し日本の軍事力を強化しようとする「自主武装路線」と、日米同盟は維持したまま日本の軍事力を強化しようとする「対等なパートナーシップ路線」がある。

2つ目は、対米従属状態を維持したまま9条を改正しようとするもので、「自衛隊の米軍一体化路線」といえる立場である。

21世紀に入り、小泉—安倍政権下でこのような方向性が模索されたといえる。

改憲派といわれる人の多くはこの立場であろうし、現実には9条が改正される時は、この方針のもとでなされる可能性が高いだろう。

3つ目は、対米従属状態を維持し、かつ9条も維持しようとするもの。

アメリカの軍事的要求には「解釈改憲」という形で応じる立場で、戦後日本の政府が一貫してとり続けてきた立場でもある。

「日米安保と憲法9条をセットにする」という考え方もこれに属するだろう。

4つ目は、9条を維持したまま対米従属状態を脱しようとするもので、「非武装中立路線」がこの立場の代表的な考え方だろう。

なお、軍隊と交戦権を放棄した状態で、どのようにしてアメリカの従属状態から脱するつもりなのかは不明である。

アメリカとの話し合いによって従属状態を脱せると考えているのかもしれないが、アメリカがこの要求を受け入れなければ実現はできない。

超理想主義といえる観念的な考え方ではある。

では、私自身の考え方はどのタイプなのだと疑問に思う人もいるかもしれないが、この問題は

単純にどの立場がよいといえるものではない。

理想としては「非武装中立路線」が一番望ましいが、それが実現困難であることは前述した通りである。

現実的に考えれば「解釈改憲」という形でアメリカとの関係を上手くやっていくのが得策だともいえるが、既にアメリカの軍事的要求が「解釈改憲」では対応できないところまできているともいえる。

かといって「自衛隊の米軍一体化路線」は、日本を完全にアメリカの属国状態に陥らせる危険性がある。

それでは「対等なパートナーシップ路線」はどうか。

在日米軍は、日本が再び軍国主義化してアメリカに牙をむけないよう蓋として存在しているという説がある。

この説が正しいのならば、「対等なパートナーシップ路線」もまたアメリカがそれを拒否すれば実現は困難である。

また、「自主武装路線」をとった場合、下手をすればアメリカとの戦争に発展し再占領されるという最悪の結果をもたらしかねない。

そうならなくても、アメリカとの経済関係が上手くいかなくなり、国民生活に悪影響を及ぼす可能性は高いだろう。

この問題は、戦後の日本がアメリカの占領状態からはじまったことによって抱え続けることになった難問である。

外国の従属下で「平和と繁栄」を謳歌するのか、それとも「平和と繁栄」よりも従属状態からの脱却をめざすのか。

また憲法9条の平和主義が、アメリカの軍事力の傘の下で保たれているという矛盾をどうするのか。

これらの問題は、理想主義か現実主義かといった二者択一で解決できるものではなく、理想と現実のバランスを保ちながら、国民にとって一番望ましい政策を選択しなければならないという高度に政治的な問題であろう。

護憲派とは、憲法前文と9条に表明されている反戦平和主義の思想を肯定的に評価している人たちのことだろう。

が、反戦平和の思想をどのように考えるのかについては必ずしも意見の一致をみていないだろう。

他国から武力攻撃を受けた際、これに対して戦うことすらも否定するのが真の「護憲派（反戦平和主義者）」だということであれば、私は護憲派ではない。（自衛のための戦争すら否定する考えは「絶対平和主義」といわれているのだから。）

だが、不当な戦争、不正な戦争は行わないという考え、あるいは他国から武力攻撃を受けた際に、これに対して戦うような「やむをえぬ戦争」以外は行わないという考えが反戦平和の思想であり、これを支持する人が護憲派だということであれば、私は護憲派であろう。

（ただし、何が「不当な戦争、不正な戦争」なのか、何が「やむをえぬ戦争」なのかについては絶対的な基準というものはなく、人によって判断、解釈がちがうという問題はあるが。）

「絶対平和主義」以外の反戦平和の思想には、「やむをえぬ戦争」以外は禁止すべきという考え方と、「絶対やってはいけない戦争」のみを禁止すべきという2つの考え方がある。

（「やむをえぬ戦争」と「絶対やってはいけない戦争」との間には、そのどちらともいえないグレーゾーン、あるいは中間的な戦争も想定されるが。）

前者の場合、「やむをえぬ戦争」の範囲を際限なく拡大していけば、ほとんどの戦争が正当化されてしまうだろう。

後者の場合も、「絶対やってはいけない戦争」の範囲を狭めていけば大部分の戦争が可能となってしまうし、そもそもこの立場は「絶対やってはいけない戦争」以外は肯定しているのだから、こういった考えを反戦平和の思想とすること自体に無理があるのかもしれない。

反戦平和主義を純粋に思想的に追及していけば、結局は「絶対平和主義」の立場に行き着かざるをえないだろう。

だが、他国から武力攻撃を受けた際に抵抗すらしないというのは（非暴力的な抵抗運動をすればいいと主張するのかもしれないが）、多くの人の生命が失われるのをそのまま見過ごすことにもなる。

人の生命よりも反戦平和の思想、理念の方が大事だという倒錯した状況に陥ってしまうことになる。

この問題は、反戦平和の考えを放棄するのも、思想、理念として純粋に追及するのもなく、「やむをえぬ戦争」、「絶対やってはいけない戦争」がどのようなものかを具体的に明らかにし、不当な戦争、不正な戦争はしないという現実的な態度をとることが、最も賢明な選択であろう。

○「やむをえぬ戦争」と「絶対やってはいけない戦争」

「やむをえぬ戦争」が、他国から武力攻撃を受けた際、これに対して戦う戦争であるという考えには多くの人が同意するであろう。

現実問題としても「個別的自衛権」の行使という形で、この戦争を行うことは憲法上問題ないとされている。

一方、「絶対やってはいけない戦争」が、正当な理由なく他国を武力攻撃することであることにも多くの人が同意するであろう。

(正当な理由があれば武力攻撃してもいいのか、正当な理由とはどのようなものかといった疑問はおこると思うが。)

多くの人が同意できる常識的な反戦平和の考え方とは、「他国から武力攻撃された時以外には戦争をしないこと」、「正当な理由なく他国を武力攻撃しないこと」の2つであろう。

だが、現在政治問題として想定されているのは、このどちらでもない戦争に日本がどう対応するのかという問題であろう。

1つは「集団的自衛権」の問題であり、アメリカの行う戦争に「集団的自衛権」を行使して参加するのかという問題。

もう1つは海外でおきた紛争に、「集団的安全保障」に参加するという形で介入するのかという問題。

「やむをえぬ戦争」以外はやってはいけないという立場にたてば、これらの戦争には介入すべきでないということになる。

一方、「絶対やってはいけない戦争」以外はやってもいいという立場にたてば、これらの戦争に参加してもいい(あるいは参加すべき)ということになる。

護憲派といわれている人たちは前者が多く、改憲派といわれている人たちは後者がほとんどだろう。

こういった現実的な問題については、憲法問題を曖昧にしたまま、アメリカに要求されてから泥縄式に対応を決めるやり方の弊害がでてきているといえるだろう。

集団的自衛権の行使に関しては、アメリカが不当な武力攻撃を受けた際にアメリカを支援することは道義的に正当な行為だろう。

だが、アメリカが正当性のない軍事行動をとった時に、集団的自衛権を行使するという名目でこれを支援するということが現実にはおこるだろう。

集団的自衛権の概念を恣意的に解釈して正当性のない戦争を行う危険が懸念される。

集団的安全保障の問題に関しては、かつてのような海外の紛争には介入しない方針に戻るのか、現在のように武力行使を伴わない形でこれに介入するという方針を続けるのか、それとも武力行使を伴う形で介入する立場に方針転換するのか、基本的な方針を明確にする必要があるだろう

。

そして海外の紛争に介入するのなら、どのようなケースの時に介入すべきなのか、こちらも基準を明確にする必要があるだろう。

戦後の日本では、護憲（憲法9条擁護）か改憲（憲法9条改正）かをめぐって論争が繰り広げられてきたが、すべての国民がどちらかの陣営に属さねばならず、中立的立場、第三の立場に立つことができないのであれば、私は護憲派の側を選ぶ。

だが日本は、憲法9条を改正するかしないか、親米か反米かといった議論をする前に、政府の軍事政策の基本方針を国民の同意を得た形で確立する必要があるだろう。

政府の基本方針は次の4つの立場がある。

- (1) 他国を武力攻撃、先制攻撃することも可能とする
- (2) 他国を不当に武力攻撃はしないが、海外でおきた紛争には（一定の条件の下）武力行使を伴って介入できることとする
- (3) 他国を不当に武力攻撃せず、海外でおきた紛争には（一定の条件の下）武力行使を伴わずに介入することとする
- (4) 専守防衛、一国平和主義的な立場をとり、海外の紛争には介入しない

これから述べる説は、従来の護憲派の主張を旧理想主義とみなし、新理想主義的立場から（2）の方針を正当化させるものである。

旧来の護憲派の主張は、アナーキズムの思想—警察を、富や力をもつ者が他者を支配、抑圧するための装置とみなし、これの廃棄を主張する思想—と近いものがある。

いったん制定された警察組織を廃止することは困難なことであるが、もし廃止できたとしても、その後にくるのは支配や抑圧のないユートピア的な社会ではなく、力のある者が他者を私的に支配する封建的な社会にすぎないであろう。

多くの人が、自らの身を自分自身の力で守らねばならない「万人の万人に対する闘争状態」に戻るだけであろう。

憲法9条の理念に関しても、日本だけが軍隊や交戦権を放棄しても、それは日本がかつてのように「自衛戦争だ」「解放戦争だ」といった大義名分を掲げて他国を武力攻撃することができなくなるだけである。

（ただ私は、日本はこの立場—他国を不当に武力攻撃しない立場—は守り続けるべきだとは思っている。）

かつての大日本帝国のような国が、何らかの大義名分を掲げて他国を不当に武力攻撃する事態がおきれば、それは憲法9条の理念に反したことであり（といっても、日本の同盟国アメリカが既にそのようなことをしているが）、また他国が日本を武力攻撃した場合には、多くの国民の生命が失われることになる。

日本がとるべき道は、憲法9条を放棄して無法状態といえる国際政治の現実世界に復帰するこ

とではなく、憲法9条の理念を国際政治の世界に活かす方法を模索することだろう。

そして、その方法の1つは、戦争自体を違法行為とする憲法9条の理念に基づいた「新国際法」を制定し、軍隊を国際法を機能させるための機関へと改変することであろう。

だが、そのような国際法や国際的な治安維持組織は、現時点では実現困難であるし、実現できるとしても何百年も先のことであろう（現在の国際法でも先制攻撃自体は禁止されているそうだが、実質的に機能していないので上記の「新国際法」とは別のものとしておく）。

だから、とりあえずはそのような目標を実現させるまでの暫定的な措置として、自衛のための組織として自衛隊を位置づける。

そして自衛隊の行動規範となるものを、<国際法の理念>として制定する（この<国際法の理念>は将来制定すべき国際法の雛形とすべきものでもある）。

自衛隊の海外派兵は、<国際法の理念>に反した軍事行動が行われた際、その地域の秩序回復、治安維持を目的として行い、その行動範囲も<国際法の理念>に則ったものとする。

<国際法の理念>に「他国への不当な武力攻撃を禁止する」条項をいれておけば、日本政府がそれを遵守する限り、日本から戦争を仕掛ける行為は防止できるだろう。

アメリカとの関係については、アメリカの軍事行動が<国際法の理念>に則っている場合には、これに協力することも可能とする。

（ただし、法的に可能とするだけの話であり、実際に協力するかは政府の判断によって決定すべきである。）

一方、アメリカの軍事行動が<国際法の理念>に反している場合には、中立的な立場をとってこれには協力しない。

アメリカに対しては、日本が遵守すべき<国際法の理念>を明示しておき、これに反した要求には応じられないことを事前に説明しておくべきだろう。

また、日本の掲げる<国際法の理念>に共鳴する国があれば、その国と協力関係を結び、将来の「国際連邦」の礎とすべきだろう。

（ここでは、自衛隊に2つの機能—自衛行為、海外での国際紛争介入行為—があることとしたが、日本の保有する軍事力を、自衛隊と国連軍の一組織の2つに分けるという方法もあるだろう。経済的効率を考えれば前者の方が望ましいし、現時点では国連軍自体が存在していないので国連軍の一組織をあらたに制定する意味がないが。）

ただ、これまで述べてきたことは非現実的であるだけでなく、理論的、思想的にも矛盾や問題点を抱えているだろう。

アメリカや、アメリカが支援する国が<国際法の理念>に反した行為をしても黙認するのに、アメリカと敵対関係にある国が<国際法の理念>に反したことをした時には軍事介入するというのは、不公平、不公正だろう。

また、将来戦争そのものを違法とする国際法が制定されたとしても、同様の不公平、不平等が生じるだろう。

近代市民社会における法や警察が、マルクス主義者が批判したように、治安や秩序を維持するという名目で富や力をもつ人たちの利益を優先的に守り、社会的、経済的弱者を抑圧する機能を果たしている側面は否定できないだろう。

大国・先進国と中小国・途上国の間に経済をはじめ様々な不公平、不平等がある状況で、「新国際法」「国際的な治安維持組織」が制定されても、それらが大国の利益を擁護し、中小国を抑圧する機能をもたらすことになるだろう（ただし、それらが大国の不当な軍事行動を規制する役割も果たしはするだろうが）。

また、ここで述べた案が実際に採用されたとしても、今度は<国際法の理念>の内容をめぐって、かつての護憲派と改憲派のような論争が繰り返されるかもしれない。

<国際法の理念>の内容とその解釈次第では、これが不当な戦争や軍事行動を正当化させるためのレトリックとして利用されるだろう。

一方、<国際法の理念>の内容を厳密なものにすれば、日本は海外での紛争には一切介入できなくなるだろう。

だが、1980年代までのように、海外の紛争には介入しないという方針に戻るのではないのなら、どのような状況、条件なら自衛隊を海外に派兵できるのか、あらかじめ明確な基準を定めておくべきだろう。

最後に、私自身は憲法9条の理念を擁護する立場からこうした案を提示したが、この案は護憲派の人たちからは、自衛隊の海外での武力行使を容認するものとして批判されるだろう。

一方、改憲派の人たちは、この案を机上の空論として否定するのでなければ、憲法9条改正を正当化するレトリックとして利用するだけであろう。

そして、憲法9条が改正されれば、結局は日本が他国を武力攻撃することも容認されることになってしまうだろう。

二重憲法・二重国家体制としての戦後日本

戦後の日本では、憲法観・国家観について相容れない異なる考え方をもつ人たちが共存している。

一方は、明治憲法（大日本帝国憲法）のうち、自分たちが改正してもいいと考えている条項のみを改正した憲法が、本来のあるべき日本の憲法であると考えていて、戦後憲法・戦後民主主義体制に否定的な考えをもつ人たち。

もう一方は、基本的には戦後憲法・戦後民主主義体制に肯定的な考えをもつ人たち。

前者を“明治憲法”派と表記し、後者を民主憲法派または戦後憲法派と表記する。戦後憲法派と表記したときは、憲法9条改正に反対する人たちをあらわし、民主憲法派と表記したときは、憲法9条改正を主張するリベラル改憲派も含んだうえで、戦後の民主主義体制を肯定的に評価している人たちをあらわすこととする。

ただし、このような分類は、戦後の憲法[体制]に対して肯定的な感情をもっているか、否定的な感情をもっているかという極めて大雑把な分類にすぎない。

一口に“明治憲法”派といっても、大日本帝国憲法をそのまま復活させるべきと考えている極右派から、大日本帝国憲法を大幅に改正して、現行の憲法にちかいものにすべきと考えている人まで、理想とする憲法の具体的な内容についてはかなり幅広い考え方の相違があるだろう。

同じように戦後の憲法を肯定的に評価している人たちも、憲法9条は改正すべきと考えているリベラル改憲派から、現行憲法の条文は一言一句変えてはならないと考えているガチガチの護憲派、さらには天皇制の廃止を主張する人まで、かなり幅広い考え方の相違がみられるだろう。

*注記

リベラル改憲派は、戦後憲法そのものに対する感情から次の2つのタイプに分けられるだろう。

1つは、戦後憲法そのものに対しては否定的な感情をもっているが、大日本帝国憲法を大幅に改正して、9条以外は現行の憲法にちかいものにすべきと考えている人。

もう1つは、戦後憲法そのものに対しては肯定的な感情をもっているが、憲法9条は改正すべきと考えている人。

ここで提示した、“明治憲法”派・「民主憲法派/戦後憲法派」という分類は、憲法の具体的な内容についての価値観よりは、戦後の憲法そのものに対して、あるいは戦後の憲法体制に対しての価値観から分類した側面もある。

（ただし、“明治憲法”派は、個人の自由に対して否定的な考えをもつ国家主義的な考えの人が多いが、「民主憲法派/戦後憲法派」は、個人主義や自由主義など欧米のリベラル・デモクラシーの価値観を肯定的に評価する人が多いといった点など、思想・価値観による違いもみられる。）

“明治憲法”派が、政治や社会に対してたいした影響力をもたない少数派であったのなら、さした

る問題は生じなかつただろう。だが、政治権力の中枢で主流派・多数派となつたのは常に“明治憲法”派だつた。

憲法を遵守すべき立場にある政治家や官僚たちが、自分たちが遵守すべき憲法に対して否定的な感情をもっているという状況。

55年体制成立以降、ごくわずかな例外期間を除いて与党の立場にいた自由民主党が、自主憲法の制定、現行憲法の改正を掲げているという状況。

国民の多数派は、政権は自由民主党に任せるとする選択をしたが、自民党の掲げる自主憲法案や憲法改正案は必ずしも支持していないという状況。

以上の点から戦後の日本の政治状況は、二重憲法体制・二重国家体制にあるといえるだろう。

○二重憲法・二重国家体制の成立

なぜ、このような二重憲法・二重国家体制が生じたかといえば、それは戦後の憲法が占領軍の力によってつくられたからだろう。

アメリカに占領されなければ、日本人の間で明治憲法体制を維持・継続させようとする右派・保守派と、国民主権の民主的な憲法体制をつくろうとする左派・リベラル派の戦いが政治・言論の世界で繰り広げられただろう。

両者の戦いが武力闘争にまで発展すれば、幕末以来の内乱状態におちいった可能性もあった。だが、現実には、敗戦の結果アメリカに占領され、占領軍の力で国民主権の民主的な憲法がもたらされたため、両者による戦いが全面化することはなく、流血の事態におちいることなく、民主的な憲法体制が成立した。

だが、国民主権の民主的な憲法体制を、日本の国民自身の力で作りだすことができず、外国の占領軍の力でそれがもたらされたため、“明治憲法”派と民主憲法派の対立が、いびつな形で戦後70年間も続くこととなった。

アメリカに占領されることなく、“明治憲法”派と民主憲法派の戦いで“明治憲法”派が勝利していれば、日本の憲法は、大日本帝国憲法のうち、右派・保守派が改正してもいいと考えている条項のみを改正したものになっていただろう。そうなっていた場合、日本の憲法は自由民主党の作成した憲法草案にちかいものになっていたかもしれない。

一方、“明治憲法”派との戦いに民主憲法派が勝利していれば、彼らが憲法制定権力となり、日本人自身の力で現行憲法と同じような民主的な憲法が制定されただろう。

(ただ、その場合でも、敗戦・占領という経験をしなかったら、軍隊の保有と交戦権を否定した憲法はもたなかったと推定できる。先制攻撃を禁止した条文は制定された可能性もあるが……。

)

“明治憲法”派との戦いに民主憲法派が勝利していれば、余程のことがない限り、民主憲法派が国会で多数派を占めていただろうから、政治権力の中枢にいる政治家たちが、自分たちが遵守すべき憲法に否定的な感情をもつという喜劇的な状況は生じなかつただろう。

○“明治憲法”派のジレンマ

戦争末期、あるいは終戦後、民主派による革命や武力クーデターが成功し、民主憲法派が権力を握っていたら、彼らによって民主的な憲法が制定されていたかもしれない。

だが、戦争終結後も政治権力の中枢にいたのは、明治憲法体制を継続させたいと考えていた右派・保守派であり、アメリカ占領軍が、彼らの意向を無視し、彼らが望まない憲法を彼ら自身の手で制定させるという形をとったために、右派的・保守的価値観をもった政治家や官僚たちは、自分たちが望まない憲法を占領軍によって押しつけられたという不満・鬱屈をかかえ続けることとなった。

国民の多数派が“明治憲法”派と同じような考えをもっていたのなら、彼らが制定しようとする憲法案（それが自主憲法という形をとるのか、現行憲法を改正するという形をとるのかは不明だが）はより多くの人に受け入れられただろう。

だが、国民の多くは右派・保守系の政治家たちが唱える戦前回帰的な憲法案よりは、戦後の憲法の方をより良い憲法であると判断したために、彼らの主張は一部の国民にしか受け入れられなかった。

国民の多くは、憲法の制定過程や誰が憲法の原案をつくったかということよりも、憲法の内容の方を重視しているので、右派・保守派の唱える「押しつけ憲法批判」や、「占領国による憲法制定は国際法違反だ。」という主張は一部の国民にしか支持されなかった。

○顕教としての戦後憲法・密教としての“明治憲法”

戦後の憲法は国民の多数派に支持されるようになったが、政治権力の中枢には、依然“明治憲法”派が主流派・多数派として存在しているという状況は続いているだろう。特に政治家に関しては、護憲を旗印にした政党・政治家は憲法改正の発議を阻止する3分の1以上の議席を占めるのが精一杯だったといえる。

“明治憲法”派にとっての戦後憲法とはただの飾りであり、自分たちが遵守しなければいけないものではない。必要であれば戦後憲法などは無視してもいいと考えている節もある。だから、時として戦後憲法の価値観からすればあきらかに憲法違反としか思えない行為を、合憲である、憲法違反ではないと主張して実現しようとすることがある。

しかも最高裁の判事の中にも、“明治憲法”派と思える人が何人もいて、戦後憲法の理念・価値観からすれば違憲としか思えない行為を恣意的、強引な憲法解釈で合憲と判断するケースがみられる。

もっとも、違憲としか思えない行為を合憲と判断しているのは、政府や自民党の意向に添った判決を出さないと出世できないという仕組みが出来上がっているからだとも考えられる。

さらに言えば、司法が行政から独立しているという三権分立の制度自体が、顕教としての戦後

憲法体制の象徴であり、統治構造の実態は、司法は行政の下にある“明治憲法”体制であり、最高裁判所の役割は、顕教としての戦後憲法からすれば違憲にあたる行為を恣意的な憲法解釈、強引な憲法解釈で合憲と判断し、どのような解釈をしても合憲と判断できないときは、憲法判断をしないことによって政府・行政機関の行為を容認することにあるのかもしれない。

*注記

昨今の、集団的自衛権が合憲か違憲かをめぐる混乱しているとしか思えない状況も、「顕教としての戦後憲法・密教としての“明治憲法”」という概念をもちだせばすっきりと理解できる。集団的自衛権が合憲であると発言している人の多くは“明治憲法”派であり、彼らの頭の中にある真の日本国憲法には「憲法9条」などという（彼らにとっては）馬鹿馬鹿しい条文などは当然ない。

政治家や官僚が遵守しなければいけないのは、顕教としての戦後憲法ではなく、密教としての“明治憲法”であると考えているから、彼らにとっては、集団的自衛権の行使は当然合憲となる。

○戦後憲法と明治憲法の神仏習合体制

戦後憲法と“明治憲法”の二重憲法状況は、政治家・官僚だけではなく国民の中にもみられる。国民の多数派は、“明治憲法”派の唱える憲法案よりは戦後の憲法の方を支持しているようにみえるが、戦後憲法の価値観からすれば違憲としか思えない政策や法律・条例を支持しているケースもある。

国民の多数派は、“明治憲法”派の唱える憲法案は支持していないが、戦後憲法の理念や価値観を内面化しているようにもみえない。日本国民にとっての憲法とは、戦後憲法と明治憲法、部分的に矛盾している箇所のある憲法をともに支持している、ある種の神仏習合体制といえるような気がする。

典型的なのは、公立学校の教師に対して君が代の斉唱が職務命令された時の事例だろう。憲法19条の良心の自由には、国歌を斉唱する良心の自由とともに、国歌の斉唱を拒否する良心の自由も含まれているというのが一般的な解釈だろう。

そして、憲法19条の良心の自由は公立学校の教師に対しても認められた権利だというのが一般的な解釈だろう。

戦後憲法を肯定的に評価している人たちにとっては、公立学校の教師も当然国歌の斉唱を拒否する良心の自由が保障されていると考えているから、君が代の斉唱を拒否した教師を職務命令に従わなかったとして処分することは憲法違反だと考えるだろう。それ以前に、国歌の斉唱を職務命令すること自体を憲法違反だとみなすこともできる。

だが、公立学校の教師にも国歌の斉唱を拒否する良心の自由が保障されていると考えている国民は多数派とはいえない。公立学校の教師に国歌の斉唱を拒否する良心の自由などは認めるべきでないと考えている人はかなり多いかもしれない。

特に、公立学校の教師に君が代の斉唱を職務命令し、従わなかった教師を厳しく処分する方針を実行した元東京都知事の石原慎太郎や元大阪府知事の橋下徹が高い支持率や人気を保っていた

事実をみると、戦後憲法の良心の自由の価値観が、どれだけ国民の間に浸透しているのか、疑問を持たざるをえない。

他にも、最高裁によって違憲状態と判断された、1票の格差を放置した選挙区割が何十年間も続いていても平気であったり、戦後憲法の理念や価値観が多くの国民に理解されていないケースはいくつもみられるだろう。

(最高裁の判事が、違憲でなく違憲状態という表現をしたこと自体にも、戦後憲法の理念や価値観が、裁判官自身にも浸透していないのではと思わせる。二重憲法体制、憲法の習合体制が他ならぬ司法機関にもあてはまっているのではないだろうか?)

○二重憲法体制の行方

“明治憲法”派は、戦後憲法の条文が1つも改正されていないという点で勝利してはいないが、戦後憲法を部分的に形骸化させたといった点で、敗北もしていない。一方の戦後憲法派も、戦後憲法の条文を1箇所も改正させなかったという点で敗北はしていないが、戦後憲法が部分的に形骸化したといった点で勝利したともいえない。

戦後の憲法状況は、異なる価値観・憲法観をもつ勢力が綱引きをしているが、どちらも勝利できない膠着状態が何十年間も続いているような状況といえる。

今後、二重憲法体制がどうなっていくか、短期的なケースと中長期的なケースにわけ、いくつかのパターンを想定してみる。

*注記

現在の私は、憲法9条の改正を戦前回帰路線とみなす立場をとっていない。ここでは9条以外のリベラル・デモクラシーの価値観に基づいた憲法がどうなっていくのかを想定している。

また、近年では国会を一院制にしたり、統治構造を中央集権制から地方分権制にしたりといった、従来の戦前回帰的な憲法改正案とは異なる改正案も提唱されている。ここでは、そのような憲法改正案は戦後憲法体制、あるいは民主憲法体制内の憲法改正とみなして、戦前回帰的な憲法改正案とは区別しておく。

・短期的なケース

- 1 憲法が、“明治憲法”派の望むものになった場合
- 2 現行憲法が改正されない場合

・中長期的なケース

短期的に1のケースのとき（憲法が、“明治憲法”派の望むものになった場合）

A “明治憲法”派の望む形の憲法が何十年も続いていく

最終的に“明治憲法”派が勝利したといえる。

戦後の憲法は、結局、占領軍の力添えがあったからこそ実現できたのであり、日本人自身にはこのような憲法をつくることはできなかったといえる。

B 再度、民主的な憲法に改正される

“明治憲法”的な憲法を、日本人自身の力で民主的なものに改正していく過程を通じて、多くの日本人の中にリベラル・デモクラシーの理念や価値観が内面化していく。国会で多数派を占めるのは民主的な理念や価値観をもった政治家となり、“明治憲法”派は政治や社会にさしたる影響力をもたない少数派になっていく。

短期的に2のケースのとき（現行憲法が改正されない場合）

A 中長期的には“明治憲法”派の望むような形の憲法になる

最終的には“明治憲法”派が勝利したといえる。

B 憲法は改正されないが、現行憲法の一部形骸化状態は続いている状態

二重憲法体制が、今後何十年間も継続していくケース。

“明治憲法”派が、依然、権力中枢で力をもち続け、リベラル・デモクラシーの理念や価値観が、国民の多数派には内面化されない状況が続いていく。

C 民主憲法体制が定着する

民主的な理念や価値観をもった政治家や官僚が、国会や権力の中枢部で多数派となり、“明治憲法”派が少数派となった状態。国民の多数派の中でリベラル・デモクラシーの理念や価値観が内面化していく。

ただ、この場合、成果が目に見える形であらわれないので、民主憲法派の目標が達成したかどうかわかりづらいという難点がある。

○国家観をめぐる対立

「二重憲法・二重国家体制としての戦後日本」の中で、戦後の日本には、憲法観・国家観について相容れない異なる考え方をもつ人たちが共存していると記述した。

一方は、明治憲法（大日本帝国憲法）のうち、自分たちが改正してもいいと考えている条項のみを改正した憲法が、本来のあるべき日本の憲法であると考えていて、戦後憲法・戦後民主主義体制に否定的な考えをもつ人たち（「“明治憲法”派」と表記）。

もう一方は、基本的には戦後憲法・戦後民主主義体制に肯定的な考えをもつ人たち。

ただし、戦後憲法体制・戦後民主主義体制に肯定的な考えをもつ人たちは、戦前の国家体制（明治国家・大日本帝国）と戦後の国家体制の関係をどう考えているかによって2つのタイプに分かれる。

1つは、戦前の国家と戦後の国家を連続したものととらえている人たち。明治憲法を大幅に改正した結果、戦後の民主主義体制になったと考えている人たち（「大日本帝国継続派」、あるいは「戦前一戦後連続派」と表記しておく）。

もう1つは、革命によって戦前の国家体制を否定して、あたらしい戦後の民主主義国家が誕生したと考えている人たち（「8月15日革命派」、あるいは「戦前一戦後断絶派」と表記しておく）。

こうした2派のちがいは、アメリカに占領されなかった場合に生じた可能性のある左派・リベラル派陣営の路線対立をあらわしているだろう。

急進派は、革命をおこして大日本帝国の憲法体制を否定して、あらたに国民主権の民主的な憲法・国家体制をつくらうとしただろう。

一方、穏健派は戦前の国家体制は否定せず、大日本帝国憲法を大幅に改正するという過程を通じて、現在と同じような民主国家体制をつくらうとしただろう。

前者は天皇制を廃止して共和制をめざす人が多いと思われる。

一方、後者は天皇を君主・国王とみなし立憲君主制をめざす人が多いと思われる。

*注記

天皇制廃止派は、皇室そのものを廃止しようとする勢力と、天皇・皇室を宗教的な存在とみなし、政教分離の考えに基づき、天皇・皇室と統治機構とのかわりを絶ち、宗教組織として皇室は存続させようとする勢力に分かれるだろう。

戦後日本の3つの国家観

1 “明治憲法”派

明治憲法（大日本帝国憲法）のうち、自分たちが改正してもいいと考えている条項のみを改正した憲法が、本来のあるべき日本の憲法であると考えていて、戦後憲法・戦後民主主義体制に否定的な考えをもつ人たち。

2 民主憲法一大日本帝国継続派

戦前の国家体制を否定せず、大日本帝国憲法を大幅に改正するという過程を通じて、現在と同じような憲法・民主国家体制が形成されたと考える人たち、あるいはそのような歴史を歩むのが理想だったと考える人たち。

3 民主憲法一八月十五日革命派

革命によって戦前の国家体制を否定して、あたらしい戦後の民主主義国家が誕生したと考えている人たち、あるいはそうなるのが理想だったと考える人たち。

2つめの「民主憲法一大日本帝国継続派」に位置する人たちは、3つめの「民主憲法一八月十五日革命派」よりは1つめの「“明治憲法”派」に共感を覚える人が多いかもしれない。「民主憲法一大日本帝国継続派」が天皇制の存続になによりもの価値をおいた場合、天皇制を廃止する可能性のある「民主憲法一八月十五日革命派」よりは、天皇制を存続させようとする「“明治憲法”派」の方に親近感をもつだろう。

また、1つめの「“明治憲法”派」で中道寄りにいる人と、2つめの「民主憲法一大日本帝国継続派」で右寄りにいる人が理想とする憲法のあり方は、かなり近いかもしれない。特に前者のうち、大日本帝国憲法を大幅に改正して現在の憲法とほぼ同じものにしようとする人は、「民主憲法一大日本帝国継続派」とそれほど大きな違いはみられないかもしれない。

○憲法観をめぐる対立

戦後の憲法は2つの大きな特徴から成り立っている。

1つは、欧米で生まれた民主主義思想や自由主義思想を基にした、欧米の民主主義国家が標準的に備えているだろう価値観。

もう1つは、軍事・防衛問題に関する超理想主義的な価値観。

この2つの価値観に対して、大別すると3つの政治勢力がみられる。

1つめは、欧米民主主義国家が標準的にもっている民主主義思想や自由主義思想に対して否定的な考えをもっている人たち。

戦後憲法の理念や価値観を肯定的に評価している人たちからみれば戦前回帰的な考えをもっている人たち。

彼らの多くは、明治憲法（大日本帝国憲法）のうち、自分たちが改正してもいいと考えている条項のみを改正した憲法が、本来のあるべき日本の憲法であると考えているので、「“明治憲法”派」と表記しておく。

この立場の人は、憲法9条も改正すべきと考えている人が大部分だろう。

2つめは、憲法9条は改正すべきだが、民主主義思想や自由主義思想に基づいた内容はそのまま残すべきと考えている人たち。「リベラル改憲派」と呼ばれている（あるいはそう自称している）人たち。

3つめは、民主主義思想や自由主義思想に基づいた内容を肯定的に評価するだけでなく、憲法9条に特別な感情をもっている人たちで、9条の改正に強硬に反対している人たち。この立場の人は、「9条護憲派」（あるいは「戦後憲法派」）と表記しておく。

この3つの中でもっとも勢力が弱いのは、2つめの「リベラル改憲派」だろう。政治の世界でもっとも強い力をもっているのは1つめの「“明治憲法”派」であり、アカデミズムやジャーナリズムの世界では、戦後、左翼やリベラル派が主流派・多数派であったこともあり、3つめの「9条護憲派」が多数派だったかもしれない。

（ただ、90年代後半以降は、ジャーナリズムの世界では左派的言論は退潮し、右派・保守派的言論が隆盛しているように見えるが。）

結党以来、ごくわずかな期間を除き常に政権与党であり続けた自由民主党は、自主憲法の制定、あるいは現行憲法の改正を主張し続けてきたが、自民党員、自民党の政治家たちの多くが2つめの「リベラル改憲派」であったなら、日本の憲法論議はもう少し実りのあるものになっていたかもしれない。彼らは憲法9条を改正しようとするだけでなく、国民の権利や自由を十分に保障した現行憲法の内容を、戦前回帰的な、国民の権利や自由を弱めたものに改正しようとしているため、多くの国民は憲法改正自体に対して警戒感をもつようになってしまった。

自民党の政治家の多くは、自分たちは選挙で選ばれた国民の代表であるという意識をあまりもっておらず、徳川幕府の政治指導者や、徳川幕府を倒して権力を手にした明治国家の建設者同様、自分たちは統治者側、国民を支配し指導する立場にあるという意識を強くもっていて、統治者の視点にたって憲法を制定（あるいは改正）しようとしているため、彼らの唱える憲法案は国民の多数派の支持はなかなかえられない。

アメリカ占領軍によって、国民の権利や自由を全面的に保障した憲法が制定されたというのに、せっかく認められた自分たちの権利や自由を制限しようとする憲法改正案に賛成する国民は少数派だろう。近代的な理念や価値観をもたない政治家たちが中心となって憲法改正を推し進めようとしても国民の多数派の支持はえられないだろう。

1つめの「“明治憲法”派」に対抗する一番大きな勢力が3つめの「9条護憲派」だったことも

、戦後の憲法論議が実りのあるものにならなかったもう1つの要因であろう。

9条フォビア（9条嫌い）たちが蛇蝎のごとく忌み嫌っている憲法9条が、少なからぬ国民に好意的に支持され、人によっては信仰の対象にすらなったのには歴史的な背景・事情があったのだから、そのこと自体を批判してもあまり意味はない。

戦時中に軍隊のおそろしさを骨身に沁みて感じたから、軍隊そして国家による軍事力の行使は絶対悪という思いが身体レベルで身についたのだろう。だが、その反動として軍事・防衛問題に関して現実的な立場から思考するという習慣がなくなってしまったといえる。

「“明治憲法”派」は、民主主義的な理念や価値観はあまりもっていないが、軍事・防衛問題に関しては現実的な思考をしている。「“明治憲法”派」に対抗する左派やリベラル派が、軍事・防衛問題に関して理想論を唱えるだけであり、現実的な政策論争があまり行われないため、結局、与党の立場にいる「“明治憲法”派」の実現しようとする政策が、民主主義的な観点から問題があったとしても、問題を残したまま実施されるという事態が生じている。

特に憲法9条（軍事・防衛問題）に関しては、リベラル改憲派、リベラルホーク（リベラル鷹派）といえる人たちが、戦後憲法の民主主義的な理念や価値観を前提としたうえで、国民にとって一番良い政策を選択しなければいけない。

しかし、戦後の日本では、軍事・防衛問題に関しては現実的な思考をしているが民主主義的な理念や価値観をあまりもっていない「“明治憲法”派」、民主主義的な理念や価値観をもってはいるが、軍事・防衛問題に関しては理想論を唱えるだけの「9条護憲派」、この2つの勢力が政治の世界、思想言論の世界で大きな勢力になっている。

そのために、上述したような民主主義的な理念や価値観を前提としたうえでの現実的な軍事・防衛問題に関する政策論争がほとんどみられない。

○軍事・防衛問題をめぐる対立

軍事・防衛問題、憲法9条に関する問題についても3つの勢力がみられる。

1つめは、憲法9条を無効化させることをなによりもの政治課題としている人たち。憲法9条を無効化・形骸化させるためなら、どのような手段も用いるマキャベリストたち。（「9条無効派」と表記しておく。前述の「“明治憲法”派」は大半がこの立場だろう。）

2つめと3つめは、前述の「リベラル改憲派」と「9条護憲派」。

2つめの「リベラル改憲派」は、集団的自衛権の行使や自衛隊の海外の武力行使に賛成する点など、軍事・防衛問題に関しては、「“明治憲法”派」や「9条無効派」と似たような考えの人が多く、ただし、彼らは憲法を重視しているので、集団的自衛権の行使や自衛隊の海外での武力行使などは、憲法9条を改正し、憲法上の問題を解決したうえで実施すべきと考えている。「9条無効派」が、自分たちが必要だと考える政策を、憲法を無視して既成事実化する姿勢と大きくこととなっている。

前項でも述べたように、「リベラル改憲派」は政治の世界でも言論の世界でも少数派であり、

3つの勢力の中ではもっとも力が弱い。

そのため、憲法9条を改正し、そのうえで集団的自衛権を行使しようという動きは実現せず、「9条無効派」が、憲法解釈の変更という大義名分のもと、実際には憲法を無視して集団的自衛権の行使を既成事実化しようとし、それに対して「9条護憲派」が“戦争法反対”というスローガンを掲げて政府批判を繰り返すという滑稽な事態が生じている。

自衛隊が設立されるまでは、憲法9条は絶対平和主義の理念をあらわしているとみなされていた。だが、自衛隊設立後は、「個別的自衛権を行使する軍事力は必要だ」と考える人がふえてきて、自衛隊と憲法9条の問題が重大な政治上・憲法上の争点となった。

おそらく国民の多数派は「自衛隊は必要である。だが、戦前のように日本から外国に武力攻撃することには反対だ。また、海外の戦争・紛争に介入することにも反対だ。」という考えだっただろう。

だから、現時点から振り返れば、「個別的自衛権を行使する軍事力を保有すること」「日本から外国に先制攻撃をしないこと」「海外でおきた戦争・紛争には介入しないこと」、憲法9条をこのように改正しておけば、集団的自衛権の行使が違憲か合憲かをめぐって国会で議論が繰り返されるなどという不毛な状況は生じなかつただろう。

(国会で論じなければいけないのは、憲法を改正して集団的自衛権の行使を可能にすること、その方針転換にたいしての是非であるべきだった。)

ただ、改憲派(憲法9条改正派)の国会議員の多くは、自衛隊の役割を個別的自衛権の行使に限定した憲法改正案には反対だった。そのため、国民にたいしては、「憲法9条を改正して、外国と同様、普通に軍隊を持てる国にするか」「憲法9条を維持して自衛隊を廃止するか」という2つの選択肢しか示さなかつた。

また、護憲派(9条改正反対派)の国会議員からも、前述のような憲法改正案(憲法9条を、「個別的自衛権を行使する軍事力を保有すること」「日本から外国に先制攻撃をしないこと」「海外でおきた戦争・紛争には介入しないこと」という内容に変える改正案)は提示されなかつた。

そのため、結局、「憲法9条を改正せず自衛隊を廃止するか」「憲法9条を改正して、外国と同様に戦争ができる国になるか」という2つの選択肢しかないなかで、国民の多数派はどちらの選択肢も選ぶことはできず、政府は政策上の必要性から自衛隊を廃止するという選択をすることはできなかつたため、憲法解釈によって自衛隊の存在を正当化させるという方針がとられることとなった。

湾岸戦争後、自衛隊を海外に派遣するべきかということが争点となったが、このときも、やはり「憲法9条を改正して、外国と同様に戦争ができる国になるか」「憲法9条改正に反対=自衛隊の海外派遣に反対か」、という2項対立で議論される状況が続いた。

戦後の日本では、軍事・防衛の問題(憲法9条と自衛隊をめぐる問題)に関しては、常に、憲

法9条を改正すべきか、それに反対かといったテーマが真っ先にもちだされる。だが、この問題を議論するとき「憲法9条改正に賛成か反対か」という論点を最初にもちだしても、不毛な対立に終始するか、長い間、護憲派と改憲派がおこなってきたステレオタイプの議論を蒸し返すかという状況におちいってしまう。

軍事・防衛の問題に関しては、軍事政策の基本方針をどうするか、基本方針と憲法の間をどうするか、といった点を最初に議論する必要がある。そして、軍事政策の基本方針と憲法の間を論じる際には、統治行為論を認めるべきかという点がもっとも重要な争点となる。

だが、現実の政治においては、自衛隊設立後、それまでの「絶対平和主義」から「一国平和主義・専守防衛主義」へ、湾岸戦争後は「非武力行使型海外紛争介入主義」へと軍事政策の基本方針が変更されてきたが、その間、軍事政策の基本方針の転換（＝憲法9条改正の是非）について主権者である国民の意思を問うことはなく、政府が必要だと考えた政策を統治行為論に基づいて（＝憲法は無視して）実現してきたといえる。

統治行為論に反対する人たち、政府の軍事力の行使に対して憲法で制約をかけるべきと考えている人たち、護憲の立場にいる人たちこそが、（政府の軍事力の行使に対して）どのような制約をかけるべきかに関して、国民多数派の意思を集約して、それを憲法に反映させておくべきだった。自衛隊の存在を憲法解釈によって正当化したために、あるいはそれを許してしまったために、憲法解釈によって集団的自衛権の行使も正当化できるという口実を、改憲派にあたえてしまったといえる。

集団的自衛権の行使に関して違憲訴訟がおこされ、最高裁が統治行為論をもちだして集団的自衛権を容認すれば、最終的に統治行為論派の勝利が確定するかもしれない。

憲法を改正しなくても、憲法解釈によって集団的自衛権の行使が正当化できるとなれば、軍事政策の基本方針に関して国民の合意案を形成し、それを憲法に明示させようという主張を改憲派は受け入れないだろう。

この先、「国際環境が変化したので、国民の生命や財産を守るために、日本から外国に対して先制攻撃することは憲法違反ではない。」と憲法解釈を変更して、正当性のない戦争に突入しないことを願うばかりである。

国旗と国歌をめぐるオセロゲーム

国旗と国歌の問題を議論する場合、以下の論点がある。

- 1 国旗・国歌は必要か。
- 2 国旗・国歌が必要である場合、日本に相応しい国旗・国歌はどのようなものか。（この論点は、日の丸・君が代を国旗・国歌にすることの妥当性の問題でもある。）
- 3 国旗の掲揚、国歌の斉唱を国民の義務にすべきか。
- 4 公務員に対して国旗への敬礼、国歌の斉唱を義務化（強制）することの是非。
- 5 学校の教職員に対して国旗への敬礼、国歌の斉唱を義務化（強制）することの是非。（この場合、公立学校の教職員は4の公務員のケースに含まれるので、私立学校の教職員に対して義務化することの是非が問われる。）
- 6 学校の行事の際、国歌の斉唱を義務付ける文部科学省の方針の是非。

戦後の日本では、日の丸・君が代を国旗・国歌とすることの是非をめぐって左右のイデオロギ一闘争がおこなわれてきた。

現在では、日の丸・君が代が日本の国旗・国歌であることが法律で定められているので、これに反対する人たちは国会で過半数の議席を獲得し、日の丸・君が代に代わるあらたな国旗・国歌を制定する法律をつくれればよい。

また、国旗・国歌が不要であると考え人たちは、やはり国会で過半数以上の議席を獲得し、現在制定されている国旗国歌法を廃止すればよい。

（議会制民主主義を否定している人たちは、武力クーデターで権力を掌握し、自分たちの目的を達成しようと考えているのかもしれないが。）

だが、3から6の論点を議論する場合はちょっとややこしいことになるだろう。

例えば、日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることに賛成している人の場合、日本の国旗・国歌が日の丸・君が代である限りは、3から6の方針に賛成する。

だが、日本の国旗・国歌が自分たちに受け入れられないものに代わった場合（憲法9条の理念に基づいた国旗・国歌だとか、村山談話に基づいた国旗・国歌が制定された場合）は、3から6の方針に反対するだろう。

（ただし、3の国旗の掲揚・国歌の斉唱の国民の義務化については、右派・保守派の中でも賛成する人は少数派であるかもしれない。）

一方、現在3から6の方針に反対している人の場合、日本の国旗・国歌が日の丸・君が代以外のものに代わったときは、これらに賛成するかもしれない。

国旗の掲揚・国歌の斉唱の国民の義務化については、賛成する人は少数派だと思うけれども。

日本の国旗・国歌がどのようなものであれ、原理原則として「公務員に対して国旗への敬礼、国歌の斉唱を義務化することに賛成する（または反対する）」、「学校の教職員に対して国旗へ

の敬礼、国歌の斉唱を義務化することに賛成する（または反対する）」、「学校の行事の際、国歌の斉唱を義務付けることに賛成する（または反対する）」人たちは少数派であると予想される。

学校行事の際、教職員に対して君が代を斉唱することが職務命令され、これに従わなかった教職員が処罰される。このことを当然と考えている人たちも、日の丸・君が代に代わる国旗・国歌が制定されたときには、学校の行事で国歌を斉唱することに反対するかもしれない。

一方、左翼政権が成立し憲法9条の理念に基づいた新国旗・新国歌が制定された場合、新国旗への敬礼を拒否した自衛隊員が処罰されるなんてことも起こるかもしれない。

国旗・国歌をめぐる問題は、どうしても左右のイデオロギー対立になりやすく、民主主義的観点からの議論が成立しづらいように思われる。

国旗・国歌は必要か

国旗・国歌が必要か不要かについては以下のような立場があるだろう。

- 1 国旗・国歌を不要とする立場。
- 2 オリンピックなどの国際的なスポーツ大会での使用に備えとりあえず制定しておくが、国旗・国歌を政治的に利用することには反対する立場。

具体的には、「国旗・国歌をナショナリズム涵養の道具に使い、学校行事の際、国旗への敬礼や国歌の斉唱を義務付け、これに従わなかった教職員を処罰する」方針に反対することなど。

- 3 国旗・国歌をナショナリズム涵養の道具として積極的に利用しようとする立場。

3の立場の人は右派・保守的な考えの持ち主に多くみられるが、彼らは左翼的な価値観に基づいた新国旗・新国歌が制定されたときには、この方針に反対するだろう。

1の立場は、反国家・反ナショナリズム的な考えを持った人にみられる。いつだったかはっきり時期は覚えていないが（90年代だったと思うが）、読売新聞の国旗・国歌に関する記事で、浅田彰が「国旗・国歌は必要ない」といった主旨のコメントを寄せていたのが印象に残っている。

私自身は2の考えをもっている。

国民の多くが国旗・国歌を不要だと考えるのなら、その意見を尊重するが、オリンピックなどのとき掲げる国旗がないと格好悪いような気がするので、便宜的に国旗や国歌を制定しておいた方がいいと考えている。

といっても、日本の国旗・国歌は絶対「日の丸」「君が代」であるべきだなどと考えているわけではないから、「日の丸」「君が代」に代わる新国旗・新国歌を便宜的に制定することには反対しない。

ただし、新しく制定された国旗や国歌を政治的に利用することには断固反対する。

（まあ、革命でもおきて政治体制が根本的に変革したときは、新国旗・新国歌を制定しこれを政治的に利用し、新体制に対する忠誠心を国民に植え付けようとするだろうけれども。）

* 2010年、上海万博が開かれていたときに記述した文章です。

(2010年5月2日記述)

上海万博の日本館が日の丸掲揚を見送り、それに対しての批判・非難が2チャンネル周辺でおこっているみたいである。

まあ、戦後、憲法体制・政治体制が根本的に変わったにもかかわらず、戦時中使用していた国旗・国歌を敗戦後も使用しているのだから、こういった問題は、憲法・政治体制が「明治的なもの」に戻るか、それとも戦後憲法の理念を反映した新国旗・新国歌が制定されるかしない限りは、これからもおこり続けるだろうね。(ただし、どちらの場合も国論が真っ二つに割れ、今回以上の論争・対立が巻き起こるだろうけれども。)

そもそも、近現代の日本は「軍国主義化以前の大日本帝国体制」「軍国主義体制」「戦後民主主義体制」と政治体制が3回かわったけど、一貫して「日の丸・君が代」を国旗・国歌にし続けているんだよね。

軍国主義時代の日本が、ナチスドイツみたいに新国旗を制定していたら、敗戦後日の丸を国旗に復活させたとしても「日の丸は軍国主義を象徴する」などと叩かれることはなかったんだよね。

ドイツは、ワイマール時代に現在の国旗が制定され、ナチス時代に鉤十字をかたどった新国旗が制定され、第二次大戦後再びワイマール時代の国旗に戻ったらしい。それと比較すると日本は、ドイツ第二帝国時代の国旗・国歌を政治体制がかわっても延々使い続けているようなもんなんだよね。

ドイツは、それが良いことか悪いことかは別にして、民主主義革命がおこって民主主義国家を象徴する国旗が制定されたけど、日本はまだドイツ第二帝国が続いているようなもんなんだよね。

戦後の憲法・政治体制は、アメリカに占領されたから作られたのであって、もし日本がアメリカに占領されなかったら、日本の憲法・政治体制は「明治憲法と戦後憲法の間的なもの」にしかならなかつただろうね。大多数の日本人の憲法・政治意識は、今でもまだ「明治憲法と戦後憲法の間的なもの」でしかないだろうね。

○日の丸・君が代をめぐる

(ここから文体かわります)

日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることに反対する人は2種類いる。日の丸・君が代を「大日本帝国」の理念を象徴するものとみなし、「戦後民主主義国家」の理念を象徴する新国旗・新国家を制定すべきと考える人たち。それと、軍国主義時代使用していた国旗・国歌は否定すべきと考える平和主義者たち(上記の2派は、かなり重複している可能性もある。また、国旗・国歌不要論を唱える人も加えると(反対派は)3種類になるだろう)。

反対派の弱点は、日の丸・君が代にかわる（多くの国民にとって）魅力的な新国旗・新国歌案を提示できなかったことにあるだろう（国旗・国歌不要論者は代案など提示するはずないけれども）。

このことは、戦後の左派・左翼が政府や与党を批判するだけで、自ら権力を手にして自分たちの理念に基づいた政治・政策を実現できなかった欠点をそのままあらわしている。多くの国民が日の丸・君が代よりも良いと感じる（考える）国旗・国歌案が提示されない限り、新国旗・新国歌が制定されることはないだろう。だから、反対派が「日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることに反対する」だけの運動を続けている限り、日の丸・君が代にかわる新国旗・新国歌が制定されることはないだろう。

また、右派・保守派の中には、「日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることに反対する人たち」を反日的・反愛国的とみなしたり、「そんなに日本が嫌いなら日本から出ていけ」という支離滅裂な主張をする人も少なからずいるようである。こういった主張をする人たちは論理的な思考ができない人なので相手にする必要はないが、「天皇・日の丸・君が代」こそが日本そのもので、これらが1つでも廃止されたら日本はおしまいだ、と考えている人も少なからずいそうである。

冒頭の上海万博での日の丸掲揚見送りに関しては、新国旗を制定すればこうした問題はおきないのだから、掲揚見送りを批判する人たちこそ新国旗制定運動に尽力すればいいんじゃないの、というのが感想である（戦時中使っていた国旗・国歌を使い続ける限り、こうした問題は繰り返されるのだから）。

あるいは、国内用の国旗と国外用の国旗を2つ制定し、戦場となった地域では国外用の国旗を使用するという方針をとれば、こうした問題はおきないだろう（そのことが思想的・理論的に問題ないのかという疑問はあるし、問題なかったとしてもそんな案に賛成する人はほとんどいないだろうけれども）。

○戦後憲法と日の丸・君が代

日の丸・君が代は、明治憲法の理念を象徴するもので戦後憲法と矛盾しているという考え方があるだろう（日の丸は、明治維新の結果成立した近代的な国民国家を象徴する国旗であって、戦後憲法と矛盾していないという考え方もあるかもしれないけれども）。

憲法を明治憲法的なものにかえれば、国旗・国歌と憲法との矛盾は解消できるだろう。だが、そのような憲法改正に賛成する人は少数派だろう。

一方、戦後憲法の理念に基づいた国旗・国歌が制定されればやはり矛盾は解消されるが、そのような国旗・国歌が制定される気運はまだない（将来はわからないけれども）。

国民や政治家たちの政治意識が「明治憲法と戦後憲法の間代的なもの」であり続ける限り、日の丸・君が代をめぐる左右の対立はこれからも繰り返されるだろう。

(2011年5月23日記述)

戦後の日本では、日の丸・君が代に愛着心をもってはいるが、戦後憲法は尊重する意志のない右派勢力。

日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることには反対するが、戦後憲法には信仰心のようなものを持っている左派勢力（「悔恨共同体」と名付けられた人たちなどが該当するだろう）。

2種類のイデオロギーをもつ人たちが、教育に関する問題をめぐって政治闘争・イデオロギー闘争を繰り広げてきた。

(国民全体の中では、日の丸・君が代に愛着心をもち、また戦後の憲法も大切だと感じている人が多数派だとは思わう。)

右派イデオロギストたちは、(旧)教育基本法の改正(とそれに基づいた愛国心教育の実施)、教育現場における日の丸・君が代の掲揚・斉唱の徹底を二大目標にしてきたといえる。教育基本法の改正自体は数年前に達成し、愛国心教育の実施は、日の丸・君が代問題に一応の決着がつけば本格的に推し進めるかもしれない。

日の丸・君が代の掲揚・斉唱の徹底に関しては、国旗国歌法が制定されたあと、東京都や大阪府など憲法の思想信条の自由・良心の自由を尊重する意志のない人物が首長に選出された地方公共団体においては、過激に推し進められてきたといえる。

公務員の良心の自由を尊重する意志があるならば、国歌の斉唱時、口を閉じて歌わない自由を保障する、起立自体を拒否する教職員に対しては、式典実施時(あるいは国歌斉唱時)、職員室などに退避することを命令すれば憲法で保障された権利は擁護されるだろう。

だが、憲法を尊重する意志のない右派イデオロギストたちは、公立学校の教職員に対して国歌斉唱時に起立斉唱させることを徹底させ、従わない教職員を処分する方針を変更しないから、起立を拒否する教職員との間での闘争が繰り返される。

処分する方針を貫きたいのならば、国歌の斉唱を拒否する教職員に対しては、式典実施時(あるいは国歌斉唱時)に、式場を退避することを命令する、その命令に従わず式典に参加した上で起立を拒否した場合に限り、職務命令に違反したとして処分すればいいだろう。

○公務員に国歌斉唱を拒否する自由を認めたほうがいい理由

「公務員には国歌を斉唱する義務がある」「国歌を斉唱したくない人間は公務員をやめろ」以上のような主張はネット上でよくみかけた。

日の丸・君が代にかわり、どのような国旗・国歌が制定された場合でも上記のような主張を続けるのであれば、主張自体にそれなりの筋は通っている。

(現行憲法下で、公務員に国歌斉唱の義務があるのかは不明だが。)

1995年の村山談話に基づいた新国歌が制定され、公立学校の教職員に対して新国歌の斉唱が強制された場合。

村山談話は自虐史観に基づいているからこれを支持できないと考えているような右派的な考えをもっている教職員は、新国歌の斉唱を拒否することができなくなる。

国会で過半数の議席を獲得すれば、どのような国旗・国歌を制定することも原理的には可能である。

新しく制定された国旗・国歌を尊重することができないからという理由で、優秀な公務員や教師たちが辞職してしまえば、国家・行政機関にとっても、教育現場においても大きな損失になってしまう。

公務員に対しても、国歌斉唱を拒否する権利を憲法上保障したほうがいいのは、基本的人権の尊重というだけでなく、功利的観点からもそのほうが国家や行政機関にとって得になるからでもある。

だが、国旗・国歌の問題をイデオロギーの問題としか考えられない人は、自分たちの思想を満足させることしか頭にないので、結果的に政治に悪影響をもたらしているということに気がつかない。

靖国問題の争点

本文章は、三土修平氏の『靖国問題の原点』（日本評論社）に影響を受け、三土氏の問題提起を継承する形で執筆しています。

○はじめに ー 戦死者の弔い方について

靖国神社の問題を議論するさいは、「戦死者に国家・政府がどのように対処すべきか」というより大きな問題を考察したうえで論じる必要がある。

「戦死者に国家・政府がどのように対処すべきか」については、大きくわけて3つの立場がある。

- 1 「英霊として顕彰すること」「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」ともに反対する立場。
- 2 「英霊として顕彰すること」には反対するが、「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」には賛成する立場。
- 3 「英霊として顕彰すること」「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」ともに賛成する立場。

戦後の日本は、1の「英霊として顕彰すること」「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」ともに行わない方針をとっている。

*補注

3の「英霊として顕彰すること」を支持し、国家神道の復活を唱える人は、政教分離を規定した戦後の憲法は占領軍に押し付けられたものであり、日本人自身が望んで国家神道を否定したわけではないと考えているかもしれない。

アメリカに占領されなかったら、国家神道がそのまま継続した可能性が高く、国民の多数派が国家神道の廃止を選択するということはなかったかもしれない。

だが、戦後のある時期から（いつ頃からか正確なことはわからないが）、政教分離を規定した憲法は国民の多数派に支持されるようになり、国家神道を復活すべきと考える人は少数派になったといえる。

1の方針を続ける場合は、現行憲法の下で靖国神社をどう位置付けるか、総理大臣の靖国神社公式参拝をどう考えるかといった点が論点となる。

2の方針をとったときは、靖国神社からその宗教性（「国のため、天皇のために命を投げ出して戦死した人を、神・英霊として祀り顕彰する」という宗教性。以下、このような宗教性を「靖国イデオロギー」と表記する。）を剥奪し、靖国神社を戦死者を慰霊・追悼する施設へ根本的に

改変したうえで、そこを国家機関（公的機関）とするという案。

靖国神社とは別に、戦死者を慰霊・追悼するあらたな国家施設を設立するという案などが考えられる。

3の方針をとった場合、靖国神社とは別の施設で顕彰するという考え方もあるが、そのような主張をする人は極少数であり、この方針がとられた場合は政教分離を規定した憲法が改正され、国家神道が復活し、靖国神社で戦死者を神・英霊として祀ることになるだろう。

ここ十数年の間は、総理大臣の靖国参拝に賛成か反対かといった点のみがメディア上で議論されているように見える。

だが、総理大臣の靖国参拝をどう考えるかという問題は、「戦死者に国家・政府がどのように対処すべきか」という論点もあわせて考えないと実りのある成果は望めないだろう。

○靖国問題の争点

靖国問題の争点には、次の3つのものがある。

- 1 国家神道の復活に賛成か反対か。
- 2 靖国神社を国家機関（公的機関）とするべきか。
- 3 総理大臣の靖国神社公式参拝を合憲とすべきか違憲とすべきか。

靖国神社の問題は、上記3つの論点を個別に論じるよりも、3つの論点に対してどのようなスタンスをとるかを表明したうえで論じたほうが争点が明確になる。

以下、いくつかのタイプを提示し、それぞれどのような問題点があるかを論じていく。

タイプA 国家神道復活派

- ・ 国家神道の復活に賛成
- ・ 靖国神社を国家機関（公的機関）とする
- ・ 総理大臣の靖国神社公式参拝を合憲とする

完全な戦前回帰路線。右派・保守派の中でも極右的な立場の人々の考え。

この路線をとる場合は、政教分離を規定した憲法を改正する必要がある。

現時点ではこの路線を支持する人は少数派であり、実現するのは困難であろう。ただ、これから十年、二十年後にはこの路線を支持する人たちが多数派となる可能性もある。

なお、完全に戦前回帰した場合は、本人が、死後靖国神社に祀られることを望まない場合、遺族が、戦死した自分の家族が靖国神社に祀られることを望まない場合も、本人や遺族の意向を無視して強制的に靖国神社に祀られることになるが、本人や遺族が靖国神社に祀られることを望まない場合は、その意向を尊重し、本人や遺族が望んだ場合のみ靖国神社に合祀するという、自由

主義的な方針をとり入れるケースも考えられる。

タイプB 靖国神社の根本変革派

- ・ 国家神道の復活には反対
- ・ 靖国神社を国家機関（公的機関）とする
- ・ 総理大臣の靖国神社公式参拝を合憲とする

靖国神社からその宗教性（「靖国イデオロギー」）を剥奪し、戦死者を慰霊・追悼する施設へと根本的に変革したうえで国家機関（公的機関）とする考え。

靖国神社からその宗教性を剥奪した場合でも、これを国家機関にすることが憲法違反になるのなら、憲法改正の手続きが必要となる。

タイプC 面従腹背路線

- ・ （将来）国家神道を復活すべきと考えている
- ・ 憲法改正が困難な間は、民間の一宗教法人の地位に甘んじる
- ・ 総理大臣の靖国神社公式参拝を合憲とする

タイプAの国家神道復活派が、憲法改正が困難な状況のなかでやむを得ずとっている立場。国家神道を復活すべきと考える国民が多数派となり、憲法改正が可能となったときには、当然タイプAの国家神道復活派となるだろう。

三土修平氏の著作の中で論じられているように、国家神道が復活できなくなるのをおそれて、タイプBの「靖国神社の根本変革路線」に反対し、また、靖国神社以外の国立追悼施設の設立にも反対する立場だろう。

タイプD 現状維持派

- ・ 国家神道の復活に反対
- ・ 靖国神社は民間の宗教法人のままでいい

この立場は、総理大臣の靖国神社公式参拝の是非をめぐって2つに分かれる。

タイプDの1 総理大臣の靖国神社公式参拝合憲派

慰霊・追悼行為として総理大臣が公式参拝することは合憲とすべき、と考える立場。現行憲法でも「総理大臣の靖国公式参拝は合憲である」と考える人と、「現行憲法では違憲となる」、あ

るいは「裁判で違憲判決の可能性がある」ので、憲法改正を行い、違憲判決のでないようにすべき、と考える人にわかれるだろう。

タイプDの2 総理大臣の靖国神社公式参拝違憲派

慰霊・追悼行為であっても、総理大臣の靖国公式参拝は違憲とすべき、と考える立場。戦後憲法の政教分離の規定を厳格に守るべき、とする立場だろう。

この立場の人が、タイプBの「靖国神社の根本変革」案や、あらたな国立追悼施設の設立案にどのような考えをもっているのかはわからない。

タイプE 靖国神社廃止派

- ・ 国家神道の復活に反対
- ・ 靖国神社は廃止すべき

この立場の場合、現に靖国神社に祀られている存在をどうすべきかをめぐって2つの立場にわかれるだろう。

1つは、あらたな追悼施設を設立し、そこに移行するという考え。

もう1つは、あらたな追悼施設は設立せず、現在祀られている存在は宙ぶらりんのままにするという考え。

ただ、この立場の人は、タイプAの「国家神道復活派」よりも数が少ないだろうから、武力クーデターでもおこらない限りこの路線が実現することはないような気がする。

○状況分析

データ・資料等をもっていないので推測でしかないのだが、タイプDの現状維持派が多数派であり、その中で総理大臣の靖国公式参拝の是非をめぐって意見がわかれているというのが現状かもしれない。

タイプAの国家神道の復活を支持する人たちは、数の上では少数派だが、一定の政治的影響力をもっているために、タイプBの靖国神社の根本変革路線は実現困難となっている（ただし、この方針に反対している人たちは、タイプAの国家神道復活派だけではないかもしれない）。

また、国家神道の復活に賛成している人は現時点では少数派と思われるので（ただし、この10年位のあいだに数は急増している可能性もある）、国家神道の復活も今すぐには実現しないだろう。（ただし、これから十年、二十年後には実現されるかもしれない。私自身は国家神道の復活には反対の立場だが。）

マスメディアにおいては、3つの争点を総合的に踏まえたうえで靖国問題を議論するというこ

とは行われていないので、結局、タイプDの現状維持路線の中で、総理大臣が靖国参拝したときのみ（そして、それに対して外国から非難や抗議がおこったときのみ）、総理大臣の靖国参拝の是非をめぐって賛成派・反対派のやりとりがおこなわれているというのが、ここ数十年間の状況であるように思える。

○国家神道復活派の戦略

国家神道復活派は、「国家神道を復活すべき」という主張は前面にださず（現時点でそのような主張を前面に押し出すと多くの国民から反発を受けるおそれがあるので。もっとも、右派・保守系の論壇誌やネット上ではそのような主張を積極的にしているのかもしれないが）、「お国のために命を投げ出して戦死した人たちを総理大臣が公的に慰霊・追悼できないのはおかしい。」という主張を前面に押し出して、総理大臣の靖国参拝賛成派を増やす戦略をとっているといえる。

もちろん、タイプBの「靖国神社の根本変革路線」をとれば、総理大臣の靖国公式参拝は実現しやすくなるだろうが、国家神道の復活をめざす人たちは、靖国神社の宗教性（「靖国イデオロギー」）を放棄するつもりはないだろう。

また、総理大臣の靖国参拝を批判している左派の人たちは、タイプBの路線をとった場合でも、総理大臣の公式参拝に反対する可能性もある。

（左派のこうした態度は、若い世代の左派嫌い・右派保守派好きを増やしているだけで、将来の国家神道復活を後押ししているようにしかみえず、国家神道の復活だけはなんとしても阻止したいと考えている私のような立場の人間には歯がゆい思いがある。）

○国家神道の復活を阻止するためには

国家神道の復活を阻止するには次の2つの方法が有効だと思える。

・1つめの方法

現行の政教分離を規定した憲法を守るだけでなく、憲法に「国家神道は復活させない」という条文を付け加える。国政選挙の際、「国家神道の復活」に賛成か反対かを争点の1つにし、右派・保守派の政治家たちの考えを明確にさせる。

国民の多数派が国家神道の復活に反対であった場合、この方針が実現すれば済し崩しに国家神道が復活するという事態は避けられるだろう。もっとも、国民の多数派は実は国家神道の復活に賛成しているというのが実情だったのなら、私の目論見とは逆の結果になるが。

（国民の多数派が国家神道の復活に賛成しているのだったら、遅かれ早かれ国家神道は復活するだろうから、私1人がそれに反対しても無駄だろう。）

なお、国家神道の復活に反対する国民が多数派であり、かつ憲法に「国家神道は復活させない

」という条文を追加することが成功した場合、次は総理大臣が慰霊・追悼行為として靖国神社に公式参拝することを合憲とすべきか違憲とすべきかという論点が争点となる。

私個人は、慰霊・追悼行為としてだけなら、合憲にしてもかまわないと思うが、国民投票で多数派の意見を定めるべきだろう。

・ 2つめの方法

今後、戦死者がでる場合に備えて、靖国神社という特定の宗教と関連した施設ではなく、どのような宗教の信者でもこだわりなく訪問できるあらたな追悼施設を設立すべきである。

(私の考えでは、国家神道の復活を阻止するのが目的なので、新しい施設は国立の施設でも民間の施設でもどちらでもいい。)

あらたな追悼施設を設立する行為は、「日本を戦争のできる国にすることになる」という、護憲平和主義的な立場からこの方針に反対する人たちはかなり多いかもしれない。

ただ、憲法9条を改正せず、集団的自衛権は行使しないという方針を続けた場合でも、外国が日本に武力攻撃を仕掛けてきて、それに応戦した自衛隊員が何人も戦死するという事態もおこりえる。

戦死者を公的に慰霊・追悼する施設がないという現在の状況でそのような事態がおきれば、「戦死した自衛隊員を靖国神社に祀るべきだ」「靖国神社に祀るのなら、戦前同様、神・英霊として祀るべきだ」という意見が多数派となり、一気に国家神道が復活してしまうかもしれない。

もっとも、あらたな追悼施設の設立に反対している人たちにとっては、あらたな追悼施設を設立することも、国家神道の復活と同様に容認できないと考えているのかもしれない。だとしたら、目的が国家神道の復活を阻止するためだとしても、あらたな追悼施設の設立に反対するのは当然かもしれない。

国家神道復活に反対する勢力が、あらたな追悼施設設立に賛成する立場と反対する立場に2分している状況では、近い将来の国家神道復活はますます現実味をおびてくるだろう。

○靖国問題の論じ方

靖国問題で一番重要な争点は(賛成派であれ反対派であれ)「国家神道の復活に賛成か反対か」という論点だろう。

「靖国神社を国家機関(公的機関)とするべきか」「総理大臣の靖国神社公式参拝を合憲とすべきか違憲とすべきか」という論点での意見も、「国家神道の復活に賛成か反対か」という点をあきらかにしてからでない主旨が伝わりにくい。

実際、靖国神社を国家機関にすることに反対している人、総理大臣の靖国公式参拝に反対している人の中には、それらが将来の国家神道復活につながることを危惧して反対している人もいるだ

ろう（そのような人が少数派か多数派かはわからないが）。

「国家神道の復活に賛成か反対か」という論点を曖昧にしたまま、総理大臣の靖国参拝に賛成か反対かということ論じた場合、参拝に反対する人が戦死者やその遺族をないがしろにしているとみなされがちになる。

靖国神社を国家機関にしたいのなら、「靖国イデオロギー」を放棄して憲法の政教分離規定と抵触しない形での国家機関化という方法もある。

また、総理大臣の靖国公式参拝を違憲とすべき主張も、その眼目は国家神道の否定にあるだろう。国家神道と戦後憲法の政教分離規定はあきらかに矛盾した関係にある。（現行憲法の政教分離規定自体が、国家神道を否定すること、国家神道の復活を阻止することを主要な目的としてつくられたはずだから。）

渋々としてではあれ、戦後憲法を受け入れ、民間の一宗教法人として靖国神社は生き残ってきたのだから、現行憲法の下で、総理大臣が違憲の疑いなく靖国神社に公式参拝できるようにしたいのなら、「お国のため天皇陛下のために命を捧げた人を、神・英霊として祀り顕彰する」という価値観はあくまでも戦前の価値観であり、戦後の日本はそのような価値観（「靖国イデオロギー」）を否定・放棄して出発したという現実を受け入れ、国家神道の復活などは諦め、靖国神社は「幕末から大東亜戦争期までの死者を慰霊・追悼するための歴史的遺産」としたうえで、宗教とはかかわりなく総理大臣が靖国神社に参拝できるようにすべきだろう。

○最後に 一 再び戦死者の弔い方ならびに靖国神社のありかたについて

最後に、個人的な考えも述べながら、戦死者の弔い方、靖国神社の今後のありかたについて考えてみたい。

私個人は、何度も述べてきたように国家神道の復活には絶対反対である。だが、これから数年間のうちには、国家神道復活派と反対派の間で政治闘争、イデオロギー闘争がおきる可能性もある。（私自身は、残念ながら、国家神道復活派が勝利するだろうと悲観している。）

「戦死者の弔い方」については、当然、戦死者を「英霊として顕彰する」3の方針には反対している。

国民の多数派が、戦死者を「英霊として顕彰すること」にも「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」にも反対する1の方針を選ぶのであれば、その方針に反対はしない。

だが、戦死者を「英霊として顕彰すること」には反対するが、「国家・政府が国家機関（公的機関）で慰霊・追悼すること」には賛成する2の方針の方が実現可能性も高く、より良い選択であると思う。

2の方針をとった場合、どの施設で慰霊・追悼するかということが問題となる。これについては3つの考え方がある。

1 靖国神社を慰霊・追悼施設とする

ただし、「英霊として顕彰すること＝国家神道の復活」は否定する方針の下で慰霊・追悼施設とするので、この場合は「靖国問題の争点」の節で示した「タイプB・靖国神社の根本変革路線」の形で慰霊・追悼することとなる。

2 あらたな追悼施設を設立

なお、この方針をとったときも、本人や遺族が国家・政府に慰霊・追悼されることを拒否した場合は、その意志を尊重すべきである。

あらたな追悼施設を設立した場合、靖国神社をどう位置付けるかが問題となる。私自身の考えは、前節で述べたように「幕末から大東亜戦争期までの死者を慰霊・追悼するための歴史的遺産」として、あらたに戦死者がでても靖国神社に祀るべきではないというものである。

また、このケース（今後、戦死者が出たときはあらたな追悼施設で慰霊・追悼し、靖国神社には祀らない場合）でも総理大臣の靖国公式参拝は違憲とすべきかという論点だが、私自身は合憲にしてかまわないと考えている。ただ、現行憲法下では違憲であるのなら憲法改正をしてからということになる。もちろん、総理大臣の靖国公式参拝はあくまでも違憲とすべきという意見が多数派であるのなら、その意見を尊重すべきである。（総理大臣の靖国公式参拝を違憲とすべきという意見は、現時点では少数派かもしれないが。）

3 靖国神社・あらたな追悼施設併用説

靖国神社で慰霊・追悼されることを望んだ場合は靖国神社で、あらたな追悼施設で慰霊・追悼されることを望んだ場合はそちらで、本人・遺族の意向を尊重する方針（本人の意志は、事前に確認しておく必要がある）。

両方の施設で慰霊・追悼することが可能なら、それを認める場合も想定できる。

私自身は、2のあらたな追悼施設を設立する方針を支持するし、靖国神社は、あらたな死者は祀らず、過去の歴史的遺産とすべきと考えるが。

ただし、「タイプB・靖国神社の根本変革路線」「新たな追悼施設の設立案」に対しては、靖国神社を支持する勢力からの頑迷な抵抗が予想され、実現できるかはわからないだろう。

現実には、私個人の願望に反して、今後十年、二十年位の間には国家神道が復活され、戦死者を「英霊として顕彰する」3の方針がとられる可能性が一番高いような気もするが。

60年安保闘争については、非民主主義的な政権を打倒した民衆の政治運動だとして、民主主義的な観点からこれを評価する声もある。

その評価の妥当性についてはここでは触れないが、闘争の本来の目的であった安全保障の問題に関していえば、あの運動は戦後日本の一種の通過儀礼（イニシエーション）だったのではないかと思う。

戦後ある時期までの日本人は、思想的に右であるか左であるかを問わず、自国が他国の占領下・従属下にあることに対して鬱屈した気持ちをもっていたのではないか。

そして、従属状態を脱したいという気持ちと、それが限りなく困難であるという現実の板挟み状態の中で、ジレンマに陥っていたのではないか。

60年安保闘争は、アメリカの従属状態を脱するという困難な夢を追い求めるのはやめにして、日本がアメリカの従属状態にあるということを所与の前提として受け入れ、その中で経済発展だけを追い求める、そのような方針転換をするための儀礼行為だったような気がする。

アメリカ相手に（実際には日本の政府相手だが）、勝ち目のない、はじめから敗北することが分かり切っているささやかな抵抗運動を試み、そしてその運動が予想通り敗北したことによって、その後の多くの日本人は、アメリカの従属状態を脱しようなどという大胆なことは想像もしなくなり、それ以前に、日本がアメリカの従属状態にあるということすら意識しなくなったのではないか。

一部の右翼や左翼の唱える反米的な主張は、多くの人の平和で安定した日常生活を脅かすものとなり、人々から忌避されるようになったのだと思う。

60年安保闘争から10年後、三島由紀夫が命を投げ出して訴えた日本の自立・独立の主張は、高度成長の恩恵に浴した多くの国民にとっては、滑稽なものとしか映らなかったのだろう。

（ちなみに、私自身も三島由紀夫に賛同しているわけでも共感しているわけでもなく、どちらかといえば冷やかな感情をもっているほうである。）

だが、今後、アメリカの従属状態から脱しようという動きが本格化したときには、三島由紀夫の自決行為があらたに解釈しなおされ、再評価されるかもしれない。

憲法改正に関する国民投票法案をめぐる議論は、日本が民主主義国家として未成熟であることを露呈させてうんざりするものだった。

憲法改正を実現したいという個人的な目標を達成させるために、法案の内容を少しでも憲法改正がしやすいものにしようとした現行法案支持派。

憲法改正に関する国民投票法案を成立させないことによって、憲法改正を阻止しようとした護憲派。

法案の内容をどのようなものにすれば一番よく民意が反映されるのか、日本の民主主義にとって望ましいのは、どのような法案なのかを考えようとした人たちは少数派にすぎなかった。

憲法学者の長谷部恭男は、その著作の中で、憲法改正案が発議されてから2年間位時間をかけて、国民が改正の是非について熟慮するべきだと主張していたが、このような民主主義的な価値観に基づいた意見はほとんど反映されなかった。

現行の法案で評価できるのは、改正案を一括して賛否を問うのではなく、関連した条項ごとに個別に賛否を問うものになっていることである。

この方式は民主主義的な観点から肯定的に評価できる。

だが、最低投票率を制定せず、憲法改正案に賛成する人が有権者の20%位しかいなくても改正が成立する点など、内容はもう1度充分に見直しをしたほうがよいだろう。

私自身は、有権者の何%が改正に賛成すれば正当性があるのか、あらためて議論をして合意案を形成する必要があると思っている。

ただ、これに関しては正しい答えというものはないから、結局多数派の意見が通ってしまうのは仕方がないといえる。

憲法を改正したいと考えている人たちが、法案の内容を憲法が改正しやすいものにしようとし、改正に反対の人が法案の内容を憲法が改正しにくいものにしようとするのも仕方がないことだろう。

最低投票率に関した問題で私が一番面白いと感じたのは、次の点である。

私は天皇制廃止論者だが（厳密には、皇室を宗教団体として、政教分離の原則に基づき天皇と政治との形式的なかかわりを廃止すべきという考えだが）、天皇制の廃止は有権者の過半数の賛成をもってすべきだと考えている。

そのような考えの者からすると、天皇制を守るべき日本の伝統と考えている人たちの多くが、有権者の20%位が廃止案に賛成しただけでも天皇制が廃止される可能性のある国民投票法案に賛成したのは面白い現象だった。

天皇制を維持すべきと考えている国民は7割か8割以上だから、天皇制の廃止を唱えた憲法改正案が発議されることはないと考えていたのかもしれない。

あるいは、憲法9条を一刻も早く改正したいと考えていたので、天皇制のことまで頭が回らなかったのかもしれない。

あるいは、現行の国民投票法で憲法9条を改正し、天皇制の廃止が議題にのぼったときは、あらためて国民投票法を憲法が改正しにくいものにかえればよいと考えていたのかもしれない。
(実際には、天皇制の廃止のことまで考えていなかった人が大部分だろうが.....。)

憲法 96 条問題

最近では（マスメディア上では）憲法 96 条問題は論じられなくなったが、数年前、この問題が論じられていた頃、1 つだけ疑問に思ったことがあった。

改正派は、「国会議員の過半数の賛成で改正が発議できるようにしよう」と主張していたが、なぜ「国会議員の5分の3以上の賛成で発議できるようにしよう」というような中間的、折衷的な案を出さないのだろうかということだった。

はじめに「過半数の賛成で発議」という主張をつよく押し出しておき、反対の意見が多かったら、最後に「じゃあ、5分の3以上の賛成で発議できるようにしよう」と譲歩すれば、それだったら受け入れられるという意見が多数出てくる、そういう戦略をとっているのかと思っていたが、結局、96 条問題自体論議されなくなってしまった。

○憲法 96 条問題をめぐるオセロゲーム

護憲の立場に立つ人たちは、憲法が非民主的なものに改正（改悪と表記した方がいいのかもしれないが）されるのを危惧して 96 条の改正に反対する人が多かったように見える。

だが、2005 年の郵政選挙のような現象が生じて、そのような勢いに乗って憲法の内容が一気に非民主的なものに改正（改悪？）される可能性もある。そうなった時、憲法の内容を再び民主的なものに改正しようとしても、改正に反対する国会議員が常時 3 分の 1 以上占めるために改正の発議がされない、という事態もおこりうる。

そうなった時には、現在、96 条の改正に反対している人たちの多くが改正を主張し、改正を主張していた人の多くがそれに反対するという逆転現象がおきるかもしれない。

○96 条問題に関する個人的見解

私自身は、「国会議員の過半数」ではなく、5分の3以上の賛成で発議できるようにした方がいいと考えている。（過半数での発議だとあまりにも簡単に発議できるので、それには反対している）

といっても、それは現行の憲法を改正したい、改正しやすいようにしたいと考えているからではない。

1 つの理由は、前節で述べたように、96 条が現在のままで憲法の内容が非民主的なものに改正されてしまった場合、それを再度民主的なものに改正するのが困難になるからである。

そしてもう 1 つの、より大きな理由は、現在のように憲法改正の発議自体が困難である場合、現行憲法を尊重する意志のない政治家たちが、改正の発議すらできないのならと、憲法を無視して自分たちのやりたいことを既成事実化してしまおうとするからである。（もちろん、まともな立憲民主主義国家ならそんなことはおこらないだろうし、またそれを容認するべきではない。だが、日本はまともな立憲民主主義国家とはいえないし、戦後の憲法は既に形骸化してしまっ

いるだろう。)

改正の発議要件を少し緩和して、(発議されたときは)国民投票で改正の是非を判断し、否決されたならば、その件について憲法を無視して既成事実化するなどという行為は、どんな厚顔無恥な政治家でも行えないだろう。

ただ、憲法9条に関しては、集団的自衛権の行使が既成事実化されようとしているから、ここでの提案は既に手遅れになってしまったけれども。

保守の国・リベラルの国

アメリカのオバマ大統領は就任時だったか、「アメリカは一つ」と発言したが、私は日本は一つである必要はないと思う。

リベラル・デモクラシーの価値観に基づいた憲法が尊重されるのならば、日本が一つであっていい。

だが、これから10年、20年後には教育勅語が復活し、靖国神社が国家護持され、憲法の内容も明治憲法的なものに改正されそうな気がする。

リベラル・デモクラシーの価値観をもたない右派や保守派に非国民呼ばわりされる位なら、いっそ「保守の国」「リベラルの国」と日本が2つにわかれた方がいい。

ただし、元々は1つの国であったのだから、北朝鮮と韓国のように紛争状態におちいることは避け、不可侵条約を結ぶ、さらに移民の自由を認める（「保守の国」から「リベラルの国」への、あるいはその逆の国籍変更を容易にする）ことを条件にしてだが。

「保守の国」は当然、天皇を元首あるいは象徴として祀り上げようとするだろうが、今の天皇陛下は戦前回帰した「保守の国」よりは「リベラルの国」で生活することを望むような気がする。あと皇太子一家も。

（現在の天皇陛下は、「国旗の掲揚・国歌の斉唱は個人の良心の自由に属することであり、強制すべきでない」という現行憲法のリベラル・デモクラシーの理念を尊重している人だからね。）もっとも、「リベラルの国」が共和政をとるのか象徴天皇制をとるのかは不明だが。

現天皇と皇太子は「リベラルの国」、秋篠宮は「保守の国」と皇室が2つにわかれたりして。

また、「保守の国」は憲法9条などはもたないだろうが、「リベラルの国」が憲法9条・軍隊をどうするのかは問題となるだろう。

現在の日本と同様、憲法9条維持派と改正派の間で論争が生じる可能性がある（武力衝突に発展したりして.....）。

人間が社会を形成すると、その中に必ず右寄りの思想の持ち主と左寄りの思想の持ち主があらわれる。

「保守の国」「リベラルの国」もそれぞれ右派と左派が分化するだろう。

「保守右派の国」「保守左派の国」（「リベラル右派の国」「リベラル左派の国」）。

さらに「保守右派・右派の国」「保守右派・左派の国」（以下、同様に続く.....）。

社会を思想・価値観に基づいて分裂させていくと、際限なく集団が分化していってしまうだろう。

建国記念日が3つあってもいいじゃないか

建国の日、あるいは建国記念の日を制定するとしたら、それはどのような日にすべきかについては、3つの立場が考えられる。

1つ目は、天皇（朝廷）によって最初の統一国家が建設された日を建国（記念）の日とすべきという考え方。紀元節を復活させようとする人たち、戦前の紀元節であった2月11日を建国記念の日とした現在の制度を支持する人たちがこの立場だろう。

2つ目は、徳川幕府を倒して近代的な国民国家である明治国家が建設された日を建国（記念）の日としようとする考え方。

といっても、実際にそのような主張をする人をみたことはない。（私が不勉強のため知らないだけかもしれないが。）

それは、明治国家の建設が、大政奉還、王政復古という古代の理想の社会に復古するという政治的には古めかしいアナクロニスティックな形でなされたことを反映しているのだろう。

*補注

西ヨーロッパ的な価値観なら、近代的な国民国家が誕生した明治国家が建設された日を建国（記念）の日としたらだろう。徳川幕府を倒した政治勢力が、西洋の自由主義思想や民主主義思想に影響を受けた人たちであったならそうになっていたかもしれない。

だが、実際に倒幕運動が行われていた19世紀中盤の時点では、自由主義や民主主義の思想が日本社会に流通するということがなく、尊王思想に影響を受けた人たちが、倒幕運動、そしてその後の明治維新を行ったため、日本の近代化は、経済や社会の面では西洋文明をとり入れ欧米化した近代社会となったが、政治の面では神話の世界で国家が建設された日を建国の日とするという点に象徴されるように、非近代的な要素を残したものとなってしまった。

そして3つ目の立場だが、それは国民主権の戦後の民主主義国家が建設された日を建国（記念）の日としようというものである。

もし、建国の日あるいは建国記念日を1日だけ制定するのなら、私は国民主権の戦後の民主主義国家が建設された日をそうすべきだと考える。

（もっとも、建国の日、建国記念の日などは不要だと考える人もいるだろう。私自身はそうした考えに異をとらえているわけではない。ここで述べているのは、あくまでも、建国（記念）の日を制定するのなら、という前提条件の下での意見にすぎない。）

ただ、現実の政治をみた場合、これから10年、20年の間に国民主権の戦後の民主主義国家が建設された日が建国（記念）の日となる可能性は限りなく低い。

一方、これから10年、20年の間に日本の社会が戦前回帰し、紀元節が復活し、戦前のような歴史教育、愛国心教育が行われる可能性は低いとは言えない。

というわけで、そのような状況になるのを防ぐための一つの提案をしてみたい。それは、建国の日、あるいは建国記念の日を3つ制定しようというものである。

大和朝廷によって建設された最初の統一国家が、現在の国家の原型となったとみなし、最初の統一国家が建国された日を、1つ目の建国（記念）の日とする。ただし、大和朝廷による統一国家がいつ制定されたのかはわからないし、これから先、それが判明する可能性もほとんどないだろう。

だから、ここは右派・保守派に妥協し、神話の世界において神武天皇が即位したとされる日を、便宜的に1つ目の建国（記念）の日とする。現在の建国記念日、2月11日をそのまま1つ目の建国（記念）の日とする。

次いで、近代的な国民国家である明治国家が建国された日を2つ目の建国（記念）の日とする。ただし、具体的に何月何日を建国（記念）の日とするかについては意見がわかれるだろう。大政奉還がなされた日か、王政復古の大号令がだされた日か、明治天皇が即位した日か、あるいはそれらとは別の日か。

最後に、国民主権の戦後の民主主義国家が建国された日を3つ目の建国（記念）の日とする。ただし、こちらでも明治国家が建国された日と同様、具体的に何月何日を建国の日とするかについては意見がわかれる可能性がある。

現在、一般に終戦の日と言われている8月15日を戦後の国家が建国された日とみなすか、戦後の憲法が公布あるいは施行された日とするか、それらとは別の日とするか。

1つ目、2つ目の建国（記念）の日に対しては、左派・リベラル派からの反対が予想される。特に、どちらも天皇と建国の日が密接に関係しているから、天皇制を廃止すべきと考える共和主義者の反対は根強いだろう。

一方、3つ目の建国（記念）の日に対しては、右派・保守派からの反対がおこるだろう。こちらは、戦後の憲法と建国の日が密接に関係しているから、戦後の憲法に否定的な感情をもつ人たち（押し付け憲法論者、自主憲法制定論者など）からの根強い反対が予想される。

右派・保守派には、2月11日を3つある建国（記念）の日の1つとすることによって妥協してもらおう。左派・リベラル派には、戦後の民主主義国家が建国された日を3つある建国（記念）の日の1つにすることによって妥協してもらおう。

大岡越前の三方一両損のエピソードではないが、異なる思想・価値観をもつ人たちが、1つ望みをかなえ1つ我慢することによって、対立が武力闘争にまで発展し、幕末以来の内乱状態におちいるのを防ぐことにもなるのだが.....。

倒幕派と佐幕派の戦いで徳川幕府が勝利したならば、日本が世界で最初の社会主義国家になったのではないかというお話

○19世紀中盤の日本の針路

19世紀の中頃、日本には4つの選択肢があった。

1つ目は、徳川体制の下での反近代化路線。

2つ目は、徳川体制の下での近代化路線。

3つ目は、反徳川勢力の下での近代化路線。

4つ目は、反徳川勢力の下での反近代化路線。

もちろん、現実の歴史は3つ目の反徳川勢力の下での近代化路線がとられたわけだが……。

4つ目の反徳川勢力の下での反近代化路線は、実現する可能性は限りなく低かっただろう。倒幕派が徳川幕府から権力を奪取した理由は、徳川幕府にかわって薩摩藩や長州藩が天下を取りたかったわけではなく、徳川体制の下では欧米列強の脅威に対抗することができないと判断したからであり、欧米列強に伍す国家をつくるには西洋文明をとり入れ近代化をすすめることが必須だったのだから、徳川幕府を倒して権力を手にした勢力が反近代化路線をとるという選択肢はありえなかつただろう。

1つ目、2つ目の針路は、佐幕派と倒幕派の戦いで徳川幕府が勝利しなければありえなかつただけだが、この戦いで倒幕派が勝利したのは歴史の必然であったのか、それともさまざまな出来事（の偶然）が積み重なってたまたま倒幕派が勝利しただけなのかは、歴史哲学的な考察対象であり、それ自体興味深いテーマではあるが、現在の私にはそのような考察を行えるだけの能力がないので、その件については（現時点では）これ以上深入りしない。

ただ、徳川幕府の中にも近代化を進めるべきだと考えていた人たちは（少数派であったかもしれないが）いただろうから、佐幕派が倒幕派に勝利していたら、2つ目の徳川体制の下での近代化路線がとられていた可能性はあった。（明治政府ほどの根本的な近代化政策はとれなかったとは思いますが。）

明治国家を嫌っている人の中には、徳川幕府でも明治政府でもない第三勢力の下での近代化路線を望んだ人もいるかもしれないが、19世紀中盤の時点では、薩長を中心にした倒幕派の他に徳川幕府を倒せる可能性のあった勢力はなかったから、「第三勢力の下での近代化路線」が実現した可能性はゼロに近かっただろう。

だが、現実の日本近現代史とは異なる歴史を夢想した場合、佐幕派が倒幕派に勝利したケースを想定するとさまざまな可能性が浮かんでくる。

○佐幕派が倒幕派に勝利した場合のその後の歴史

最初に考えなければいけないのは、佐幕派が倒幕派に勝利した場合、その後の日本は独立を保つことが出来たのかということだろう。

明治政府の「富国強兵」「殖産興業」路線の下で欧米列強に比肩しうる大国になったから日本は独立を保てたのであって、19世紀中盤以降も徳川体制が続いていたら、日本は欧米列強の植民地になっていただろうと考える人はかなり多いかもしれない。

だから、これから述べるさまざまな可能性というのは、あくまでも徳川体制の下でも日本が独立を保つことが出来ていたのなら、という前提の下にすぎない。（徳川体制下で西洋文明をとり入れ、富国強兵化した場合。徳川幕府が巧みな外交術を駆使して独立を保った場合、など。）

1 倒幕派の再挙兵

佐幕派に敗れた倒幕派や、その意志（倒幕派が皆、処刑された場合はその遺志）を受け継いだ勢力が再度倒幕運動を起こして、それに成功した場合。

この場合は、実際の歴史より何十年か遅れて、現実におきた出来事と似たような歴史を歩んだかもしれない。

ただ、近代化の開始が数十年遅れたことが、大きなハンディキャップとなった可能性はある。また、1860年代末に明治国家が誕生しなかったことによって東アジア、そして世界の国際関係に大きな変化（実際の歴史との相違点）がもたらされた可能性があるだろう。

2 自由主義勢力による革命

日本は、1860、70年代に近代的な国民国家づくりをはじめたので、当時のドイツやイタリアと似たような歴史を歩むことになった。

だが、もし徳川体制が1880年代まで続いていたら、その間に西洋諸国から自由主義思想や民主主義思想が流入していただろうから、それらに影響を受けた勢力が主要な倒幕勢力となっていたかもしれない。

19世紀半ばに産業化が進展していたら、西欧におけるブルジョアのような階級が誕生し、唯物史観的な市民革命（ブルジョア革命）がおこっていたかもしれない。

その場合、天皇・皇室はどのような扱いになっただろうか。

倒幕派に勝利した徳川幕府が、皇室・天皇にどのように対処したかによってかわってくるだろうが、あらたに誕生した倒幕派あるいは革命派は、立憲君主制をめざす勢力と共和制をめざす勢力に分かれただろう。

*補注

皇室を王室とみなした場合は、天皇を君主とみなして立憲君主制をめざす皇室支持派と、皇室を廃止しようとする共和派が誕生しただろう。

だが、徳川将軍・徳川幕府を国王・王室とみなし、天皇・皇室を西ヨーロッパにおけるローマ

教皇・ローマ教会のような存在とみなして、宗教的権威（天皇）の下に権力を集中させた祭政一致の神権国家化をめざす勢力（実際の明治政府はそれに近かったと思うが）、徳川幕府を倒して政治体制は共和制とするが、皇室は宗教団体として存続させる政教分離路線をめざす勢力が誕生していた可能性もある。

3 マルクス主義者たちによる革命

徳川幕府が二十世紀まで存続した場合、その時はマルクス主義やアナーキズムの思想が流入してきていて、それに影響を受けた勢力があらたな倒幕勢力となっていただろう。

ロシア革命よりも先に、マルクス主義者たちが徳川幕府を倒して社会主義国家を建設していたら、日本が世界で最初の社会主義国家になっていただろう。
戦後の日本は世界で最も成功した社会主義国家と言われたりもしたから、もしかしたらソ連や中華人民共和国よりも成功した社会主義国家になっていたりして……。

護憲派と保守派の再定義

岩波書店の『世界』2007年5月号に、佐藤優が「山川均の平和憲法擁護戦略」という論文を寄稿している。

その中で佐藤氏は、自分自身を「現行憲法の条項には一切、改変を加えてはならないと考えるかなり硬直した護憲の立場に立つ。」と称している。

一方、同じ論文の中で佐藤氏は自分自身を保守派とも称している。

一般的には、「護憲派＝左派（非保守派）」、「保守派＝改憲派」というイメージがあるので、佐藤氏のこの主張は世間一般の護憲・保守のイメージを覆すことになる。

と同時に「護憲」「保守」の定義について重要なヒントを与えてくれた。

佐藤氏は、一般的な「護憲派＝憲法9条改正反対派」は、本音では天皇制廃止の共和制論者だろうと推察し、天皇制廃止論者（＝憲法第1章改正派）が護憲派を主張することに異議を唱えている。

（同様の意見は何年も前に、テレビ番組（多分「たけしのTVタックル」だったはず）で、浜田幸一が共産党の政治家に対して言っていた。）

「護憲派」とは何か、「保守派」とは何かという定義は、憲法のどの条項を護る（まもる）のか、社会の何を保守するのかによって、その内実がかわってくるだろう。

○戦後憲法の3つの理念

戦後憲法は次の3つの柱（理念）から成り立っている。

- 1・象徴天皇制。
- 2・リベラルデモクラシーの理念。
- 3・憲法9条の平和主義。

この3つの理念をすべて擁護・保守しようとする佐藤優が、自身を「護憲派」「保守派」と称するのは極めて理にかなっていない。

一方、天皇制を廃止しようとする人が自らを「護憲派」と名乗るのは、佐藤氏や浜田氏が批判するように矛盾しているだろう。

また、憲法改正論者は「右派」ではあるかもしれないが、憲法に関しては「保守派」ではなく「革新派・改革派」であろう（「復古派」ともいうが）。

戦後憲法の3つの理念にどういったスタンスをとるかによって、6つのタイプに分類できる。

A・社会主義派

天皇制廃止。リベラルデモクラシー否定＝社会主義支持。憲法9条擁護。

B・共和主義派

天皇制廃止。リベラルデモクラシー支持。憲法9条擁護。

C・戦後民主主義派

象徴天皇制支持。リベラルデモクラシー支持。憲法9条擁護。

D・リベラル改憲派

象徴天皇制支持。リベラルデモクラシー支持。憲法9条改正。

E・戦前回帰派

天皇制支持。リベラルデモクラシー否定＝明治憲法体制回帰。

憲法9条改正。

*Eの戦前回帰派は、現在の象徴天皇制に近い形を支持する人から、明治憲法の天皇主権復活を主張する人まで、天皇制のあり方について意見が分かれる可能性がある。

また、リベラルデモクラシーを否定してどのような政治体制を構築するのかについては、明確な考えをもっている人は少ないだろう。

戦後憲法・戦後民主主義を批判すること自体が目的となってしまう、自主憲法制定・憲法改正を主張しても、提示する憲法案は現行憲法の字面を修正する程度で根本的な変革案を提示できていない。

リベラルデモクラシーを根本的に否定している人は、明治憲法をそのまま復活させようと考えている人ぐらいだろう。

天皇制と政治制度を、明治憲法と戦後憲法の折衷的（中間的）なものにしようと主張する人を、明治憲法復活派と区別しておく。

E・戦前回帰穏健派

天皇制と政治制度を、明治憲法と戦後憲法の折衷的（中間的）なものにする。憲法9条改正。

F・明治憲法復活派

天皇主権制。明治憲法体制回帰。憲法9条改正。

Aの社会主義派、Bの共和主義派の中にも憲法9条改正派はいるはずだが、少数派なのでここでは除外しておいた。

上記の6タイプの中で、厳密に護憲派と呼べるのはCの戦後民主主義派だけだろう。

ただ、ある時点から憲法9条擁護派＝「護憲派」、9条改正派＝「改憲派」という呼称がマスメディアで使われるようになり、現在もそうした状況が続いている。

○革新と保守の境界線

革新という言葉は現在では死語に近いが、かつては左翼とほぼ同義語とみなされ、思想・言論空間では大きな役割を担っていた。

戦後の「保守派」は、革新＝左翼に批判的な人たちの総称だったといえる。

ただし、革新と保守の区分も、何を革新しようとするのか、何を保守しようとするのかによってその境界線がちがってくる。

佐藤優のように、天皇制廃止論者＝革新（左翼）と認識した場合、象徴天皇制を支持するCの戦後民主主義派は保守となる（保守＝天皇制を保守）。

憲法9条を支持する人を革新と定義した場合は、戦後民主主義派は革新側になる（革新＝軍隊と交戦権を放棄。保守＝国家が軍隊と交戦権をもつことを保守）。

民主主義体制を支持する人を革新とした場合は、Dのリベラル改憲派も革新側となる（革新＝戦前の体制を革新。保守＝戦前の体制を保守）。

[革新・保守の分類]

- 1 天皇制擁護者＝保守とする発想。佐藤優の立場
革新＝Aの社会主義派とBの共和主義派
保守＝Cの戦後民主主義派からFの明治復古派まで
- 2 憲法9条改正派＝保守とする発想。
革新＝Aの社会主義派からCの戦後民主主義派まで
保守＝Dのリベラル改憲派からFの明治復古派まで
- 3 戦前回帰派＝保守とする発想。
革新＝Aの社会主義派からDのリベラル改憲派まで
保守＝Eの戦前回帰穏健派とFの明治復古派

○リベラルと保守の境界線

民主主義体制を支持する人をリベラル派、これを批判する人を保守派とすると、戦後民主主義派・リベラル改憲派はともにリベラル派となり、戦後民主主義体制を擁護する佐藤氏が保守派を名乗るのは矛盾する。

また、社会主義派をリベラルと呼ぶことの妥当性も問われる。思想的には、社会主義者はリベラルデモクラシーやリベラリズムに批判的だから、リベラルと呼ぶことは適切ではない。

だが、リベラルという言葉は「非・保守」「左派」と同義語とすれば、リベラルと呼ぶことも可能となる。

[リベラルと保守の境界線]

- 1 ・リベラル＝非保守＝左派とした場合
リベラル＝Aの社会主義派からDのリベラル改憲派まで
保守＝Eの戦前回帰穏健派とFの明治復古派
- 2 ・社会主義派＝非リベラルとした場合
リベラル＝Bの共和主義派からDのリベラル改憲派まで
保守＝Eの戦前回帰穏健派とFの明治復古派

○左翼・中道・右翼の区分

左翼・右翼という言葉、左派・右派と同義語とみなすか、左翼と右翼の間に中道という概念をおくかによって、左翼・右翼の分岐点はことになってくる。

ここでは、後者の立場（左翼・中道・右翼の3分類）に立って、左翼・右翼の分岐点、中道の範囲を考えてみたい。

中道案 a. リベラルデモクラシー擁護派を中道とみなした場合

中道案 b. 象徴天皇制支持、リベラルデモクラシー擁護派を中道とみなした場合

[左翼・中道・右翼の境界線]

1・中道案 a

左翼 = A の社会主義派

中道 = B の共和主義派から D のリベラル改憲派まで

右翼 = E の戦前回帰穏健派と F の明治復古派

2・中道案 b

左翼 = A の社会主義派と B の共和主義派

中道 = C の戦後民主主義派と D のリベラル改憲派

右翼 = E の戦前回帰穏健派と F の明治復古派

○左派・右派の分岐点

左派と右派の分断線を憲法 9 条への態度におけば、D のリベラル改憲派は右派に分類される。しかし、分断線をリベラルデモクラシーへの態度におけば、D のリベラル改憲派は左派に分類される。

[左派・右派の境界線]

1・憲法 9 条改正反対派 = 左派。改正派 = 右派

左派 = A の社会主義派から C の戦後民主主義派まで

右派 = D のリベラル改憲派から F の明治復古派まで

2・リベラルデモクラシー擁護派 = 左派。批判派 = 右派

左派 = A の社会主義派から D のリベラル改憲派まで

右派 = E の戦前回帰穏健派と F の明治復古派

○左派と右派・リベラルと保守

現在では、左派＝リベラル派、右派＝保守派とみなされることが多い。

この場合、左派と右派の分断線をどこにおくかによって、Dのリベラル改憲派は、保守派にも分類できるしリベラル派にも分類できる。

分断線を憲法9条においた場合：Dのリベラル改憲派＝保守派（右派）

分断線をリベラルデモクラシーへの態度においた場合：Dのリベラル改憲派＝リベラル派（左派）

Cの戦後民主主義派は、世間的には左翼・左派・リベラル派とみなされているし、自身をそう認識している人が多い。

佐藤優のように、自身を（Cの意味での）戦後民主主義派と認識しながら「保守派」を名乗る人は稀なケースといえる。

ただし、自身を左派と認識している戦後民主主義派は、知識人と呼ばれている人たちに多いだろう。

国民の多数派は、（Cの意味での）戦後民主主義派であろうが、同時に保守的とみなされているから、佐藤氏が自身を保守と認識するのは、知識人の中では珍しいケースだが、一般国民の中ではおかしなことではないのかもしれない。

また、中島岳志も自らを保守と称しているが、中島氏の場合、社会思想上の「穏健的改良主義者（漸進主義者）＝保守主義者」という定義に従って保守を名乗っているので（西部邁も自著で自らをそう称していた）、世間一般での保守派（右派）とは意味合いがかなりことなっている。

戦後の保守が、元々左翼（革新派）に対する対抗概念であったために、保守の定義が人によってまちまちなため、極右派からリベラル派まで、幅広い層の人が保守を自称するという、言葉のアンキー状態が生じている。

以上の点を踏まえて、左翼・リベラル派・左派 / 右翼・保守派・右派を分類する1つの目安を提示してみます。

A・社会主義派

左派・左翼

B・共和主義派

左派・リベラル派

左翼（天皇制廃止論者を左翼とした場合）

中道・中道左派（リベラルデモクラシー擁護派を中道とみなした場合）

C・戦後民主主義派

リベラル派・中道・中道左派

左派（憲法9条擁護派、リベラルデモクラシー擁護派を左派とみなした場合）

保守派（天皇制擁護者を保守派とみなした場合）

D・リベラル改憲派

リベラル派・リベラル右派・中道派・中道右派

*リベラルデモクラシー擁護派を左派とした場合は左派

*憲法9条改正派を右派・保守派とした場合は右派・保守派

右と左を何を基準にして分けるかで、右派（保守派）にも左派にもなる

E・戦前回帰穏健派とF・明治憲法復活派

右派・保守派・右翼